

資 料 編

# 目次

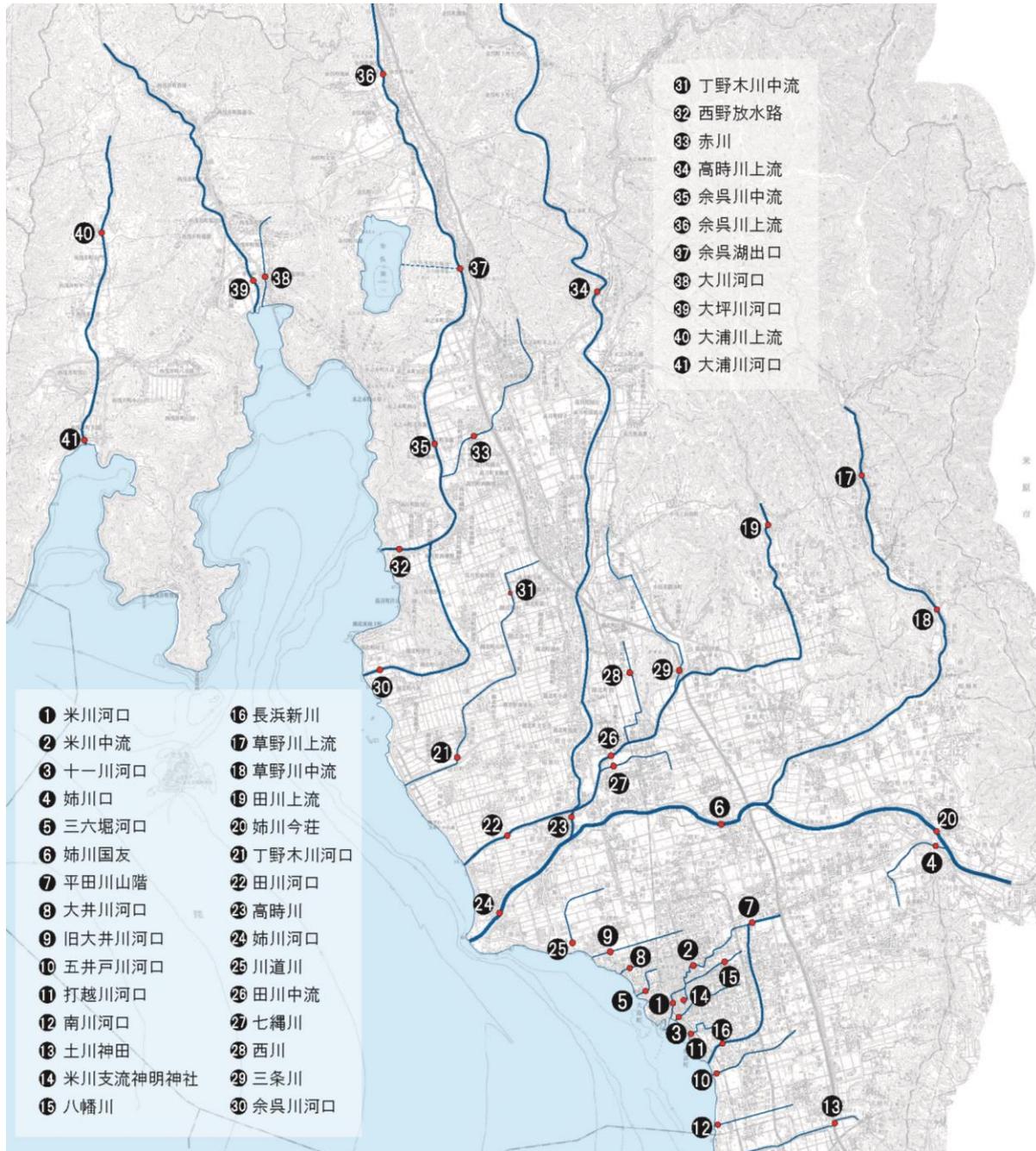
第1章 環境調査結果	3
第1節 水質調査結果	3
(1) 調査地点	3
(2) 河川のBOD経年変化	4
(3) 河川のCOD経年変化	5
(4) 河川のT-N経年変化	6
(5) 河川のT-P経年変化	7
(6) 市内河川水質調査結果	8
第2節 底質調査結果	16
(1) 調査地点	16
(2) 河川ごとの経年変化	16
(3) 測定項目ごとの経年変化	16
(4) 底質分析結果表(年1回調査)	17
第3節 大気環境調査結果	18
(1) 簡易調査法による積算量調査地点	18
(2) 自動計測器による調査地点	18
(3) 調査結果	18
(4) 評価	20
(5) 簡易調査法による積算量調査	21
(6) 自動計測器による調査	22
◆滋賀県による微小粒子状物質(PM2.5)の調査結果	24
第4節 道路交通騒音・振動調査結果	25
(1) 調査地点概要	25
(2) 調査結果	25
(3) 交通騒音振動調査結果	27
(4) 北陸自動車道騒音調査結果	27
(5) 北陸自動車道騒音調査結果	28
(6) 交通量調査結果	29
第5節 環境騒音調査結果	30
(1) 調査地点	30
(2) 長浜市環境騒音測定一覧表	31
(3) 評価	32
第2章 環境行政のあゆみ	33

第3章 長浜市環境基本計画について .....	36
第1節 計画のめざすもの .....	36
(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定（見直し）の背景と趣旨 .....	36
(2) 計画の枠組み .....	36
第2節 計画をどのように推進するのか .....	38
(1) 推進体制の枠組 .....	38
(2) 推進体制 .....	38
第4章 環境の保全と創造に関する条例等 .....	39
第1節 長浜市環境基本条例 .....	39
第2節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例 .....	44
第3節 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例 .....	49
第4節 長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） .....	54
(1) 計画の期間 .....	55
(2) 計画の対象範囲 .....	55
(3) 対象とする温室効果ガス .....	55
第5節 長浜市再生可能エネルギー利活用方策 .....	57
用語の解説 .....	61

# 第1章 環境調査結果

## 第1節 水質調査結果

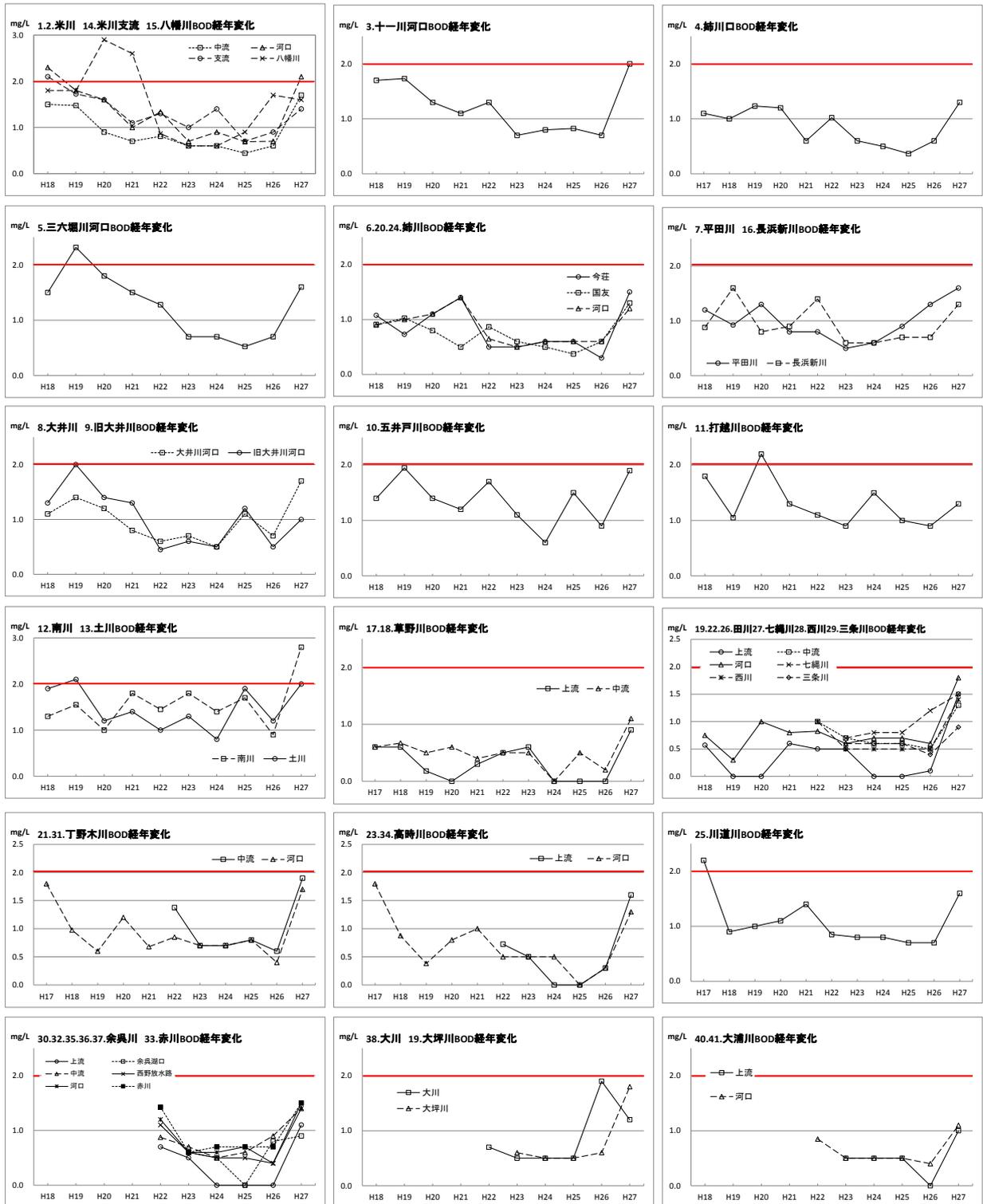
### (1) 調査地点



調査地点番号と、本文中の河川の番号と対応しています。

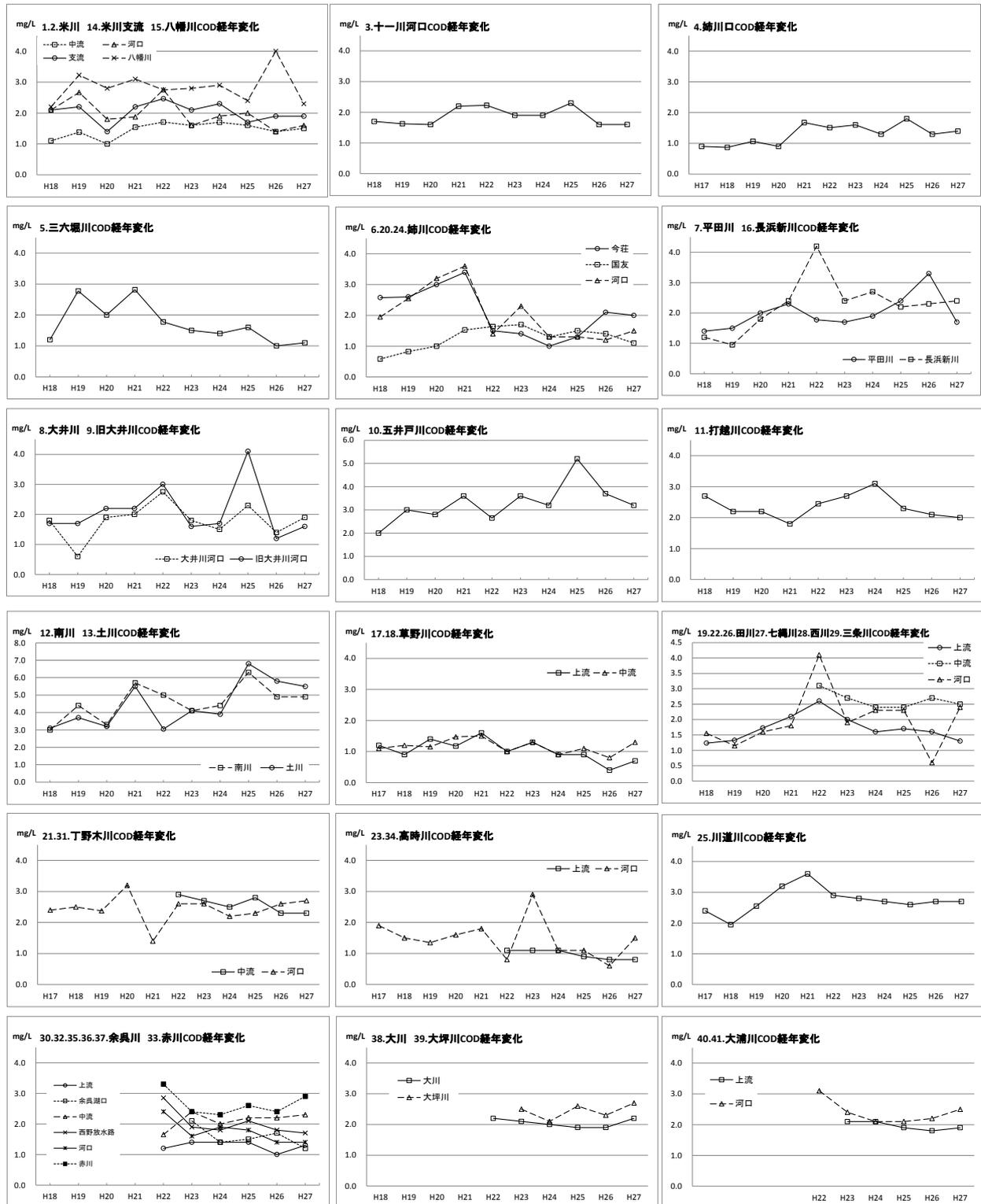
## (2) 河川のBOD経年変化

代表的な水質指標であるBODについては、近年はいずれも 2.0mg/l 以下を達成し、多くの河川で 1.0mg/l 前後の値で安定して低い値を維持しています。



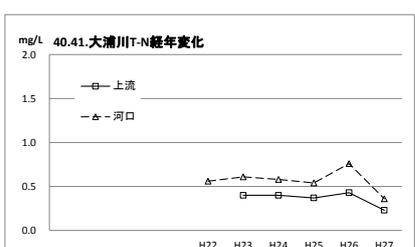
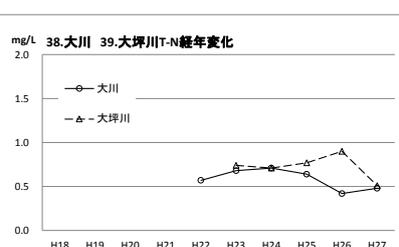
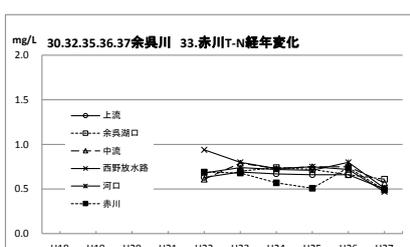
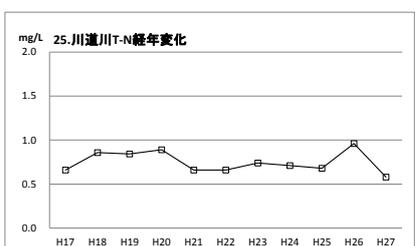
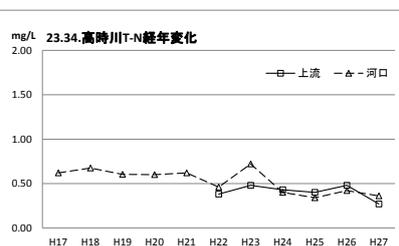
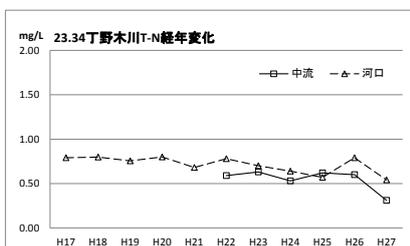
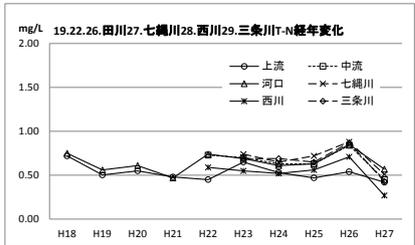
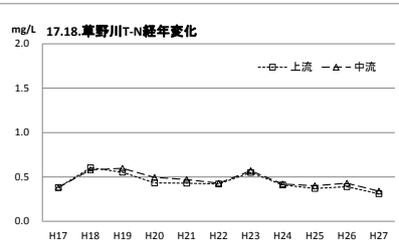
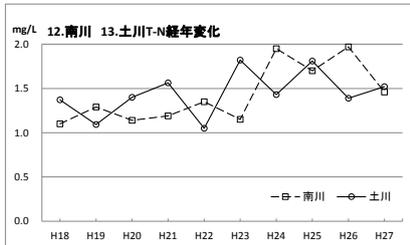
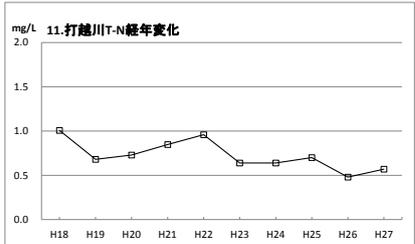
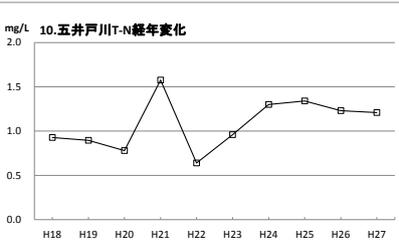
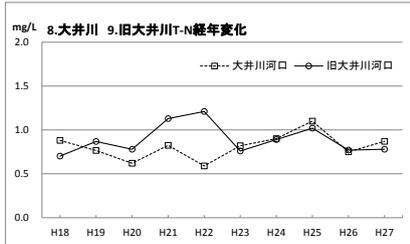
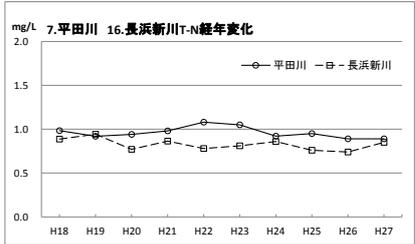
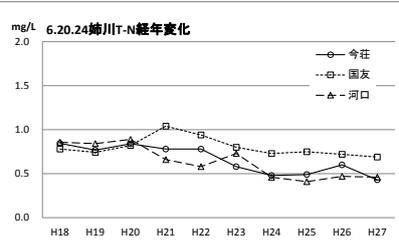
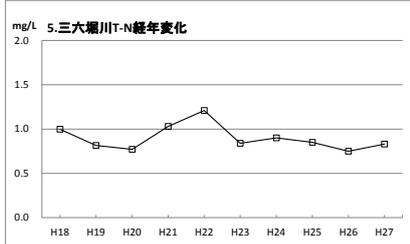
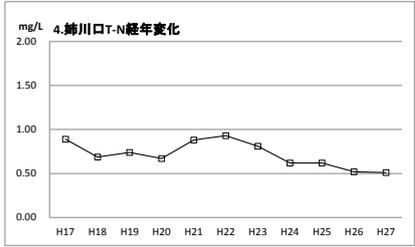
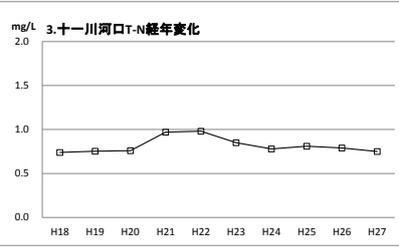
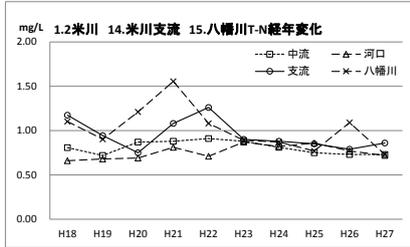
### (3) 河川のCOD経年変化

BODとともに代表的な水質指標であるCODについても、都市部や河口付近でやや高めの数値が出ていますが、全体的に低い水準を維持できています。



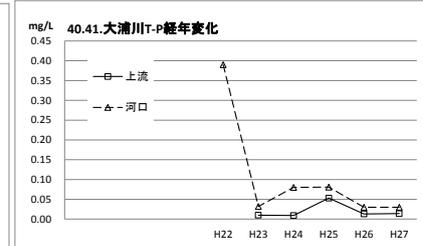
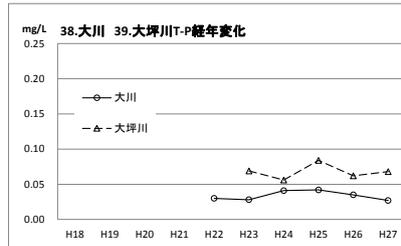
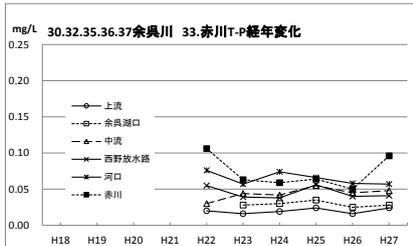
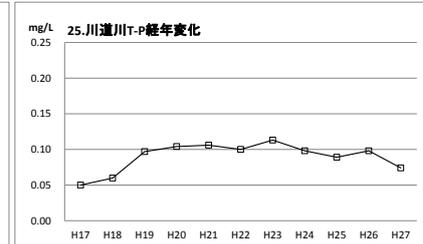
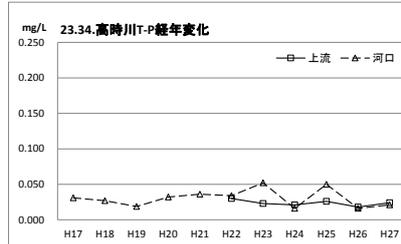
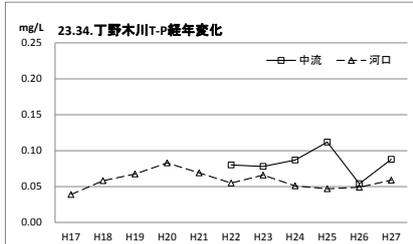
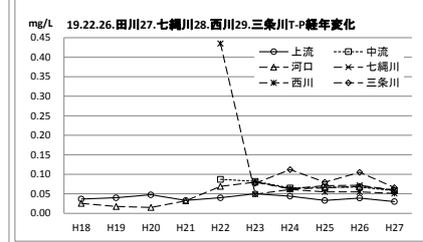
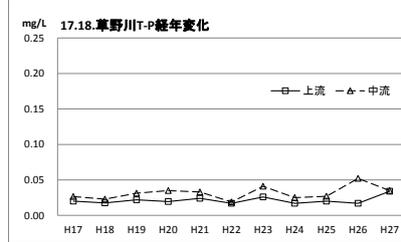
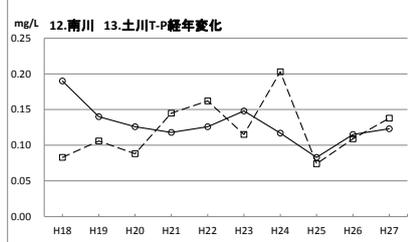
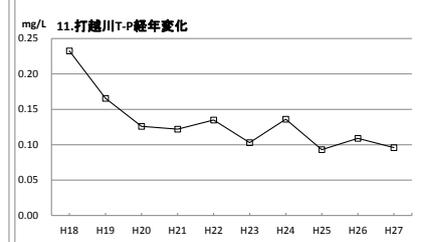
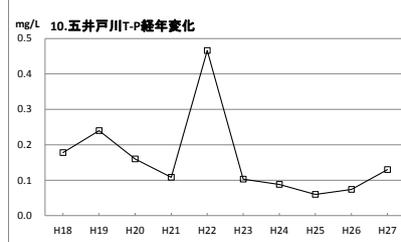
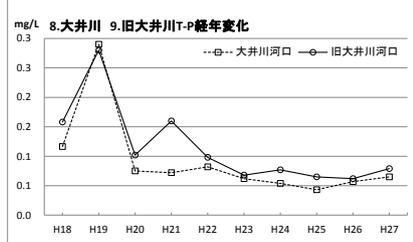
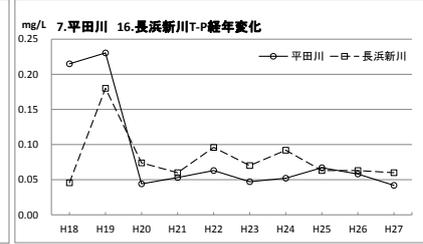
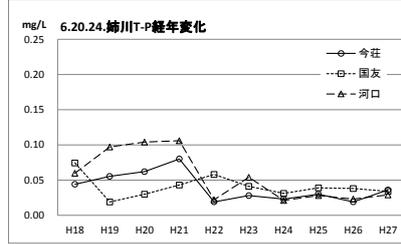
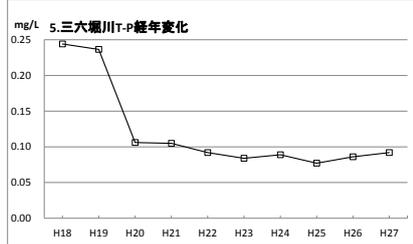
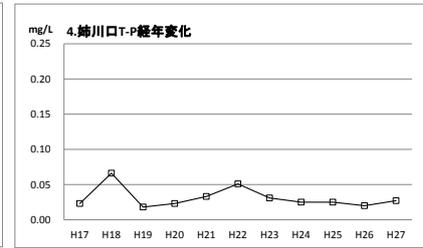
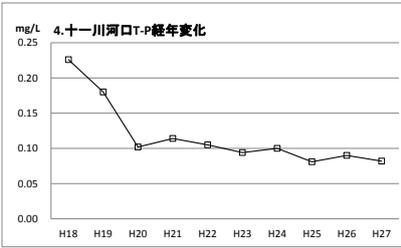
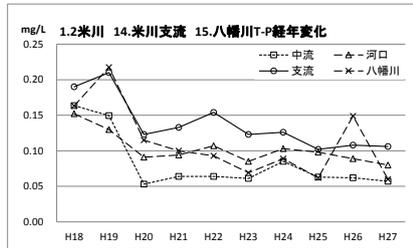
## (4) 河川のT-N経年変化

全窒素に関しても、概ね低い値で推移しています。



## (5) 河川のT-P経年変化

全りに関しても、概ね低い値で推移しています。



## (6) 市内河川水質調査結果

公共用水域測定結果表 1:米川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.28	H28.2.22	H28.3.7	採取位置	中央	
													採取時刻	採取水深(m)	表層
天 候 ( 当 日 )	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気 温 ( 度 )	21.9	25.0	28.2	28.9	25.1	25.8	15.2	11.1	9.4	9.8	8.6	17.2			
水 温 ( 度 )	16.5	19.8	21.4	21.7	19.7	21.0	14.4	14.4	12.4	11.3	11.0	15.8			
透 視 度 ( c m )	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	8.1	8.0	7.9	7.9	8.0	8.1	7.6	7.2	8.0	7.9	7.2	7.3	7.8	8.1	7.2
DO (mg/l)	10.9	9.6	9.7	9.6	8.9	11	9.3	9.0	8.8	10.6	10.4	10.2	10	11	8.8
BOD (mg/l)	2.5	3.4	1.7	1.7	2.6	2.1	2.0	0.8	2.6	0.9	3.0	1.7	2.1	3.4	< 0.8
COD (mg/l)	2.3	2.1	1.8	1.2	1.0	1.5	0.8	1.7	2.4	1.2	1.4	1.7	1.6	2.4	0.8
SS (mg/l)	5.2	3.8	2.4	< 0.5	< 0.5	1	< 0.5	1.2	4	1	3	3.4	2	5	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	2100	13000	2800	2300	17000	3300	4900	3300	700	33	2300	4403	17000	33
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		ND													
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.075	0.093	0.085	0.071	0.066	0.090	0.115	0.090	0.068	0.059	0.063	0.081	0.080	0.115	0.059
全窒素 (mg/l)	0.66	0.69	0.69	0.72	0.73	0.71	0.71	0.87	0.45	0.77	0.94	0.75	0.72	0.94	0.45
Kj-N (mg/l)	0.22	0.18	0.17	0.21	0.20	0.18	0.10	0.22	0.22	0.11	0.23	0.10	0.18	0.23	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.008	0.009	0.008	0.005	0.005	0.006	0.004	0.009	0.006	0.009	0.008	0.009	0.007	0.009	0.004
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.43	0.50	0.51	0.50	0.52	0.52	0.61	0.64	0.22	0.65	0.70	0.64	0.54	0.70	0.22
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 2:米川中流

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.28	H28.2.22	H28.3.7	採取位置	右岸	
													採取時刻	採取水深(m)	表層
天 候 ( 当 日 )	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気 温 ( 度 )	24.6	24.4	29.9	29.6	25.1	23.3	15.3	11.6	12.6	8.8	8.8	17.5			
水 温 ( 度 )	17.1	18.6	24.1	21.4	19.2	20.0	14.6	14.1	13.1	11.1	11.0	15.6			
透 視 度 ( c m )	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.8	7.8	8.1	8.0	7.9	8.0	7.7	7.4	8.0	7.8	7.4	7.7	7.8	8.1	7.4
DO (mg/l)	11.2	9.5	9.9	10.4	9.1	10	8.9	8.9	9.6	10.5	10.6	10.2	10	11	8.9
BOD (mg/l)	1.6	4.1	1.0	1.2	2.3	1.6	1.3	0.6	2.2	1.6	1.3	1.2	1.7	4.1	< 0.6
COD (mg/l)	1.8	2.3	1.8	1.2	1.4	1.5	0.8	1.9	1.2	1.4	1.1	1.1	1.5	2.3	0.8
SS (mg/l)	4.2	6.2	3.2	< 0.5	3.2	1.2	0.8	3.0	< 0.5	5.2	1.4	1.6	3	6	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	940	1400	4900	2200	1700	7900	1100	4900	2200	1300	140	1100	2482	7900	140
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.065	0.080	0.060	0.058	0.047	0.097	0.056	0.053	0.045	0.040	0.038	0.041	0.057	0.097	0.038
全窒素 (mg/l)	0.65	0.76	0.72	0.51	0.79	0.73	0.79	0.88	0.82	0.76	0.91	0.73	0.75	0.91	0.51
Kj-N (mg/l)	0.12	0.24	0.23	0.19	0.24	0.17	0.19	0.21	0.16	0.11	0.16	0.10	0.18	0.24	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.009	0.008	0.006	0.005	0.005	0.007	0.003	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.009	0.003
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.52	0.51	0.48	0.50	0.54	0.55	0.60	0.66	0.65	0.64	0.74	0.62	0.58	0.74	0.48
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 3:十一川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.28	H282.22	H28.3.7	採取位置	右岸	
採取時刻	8:40	11:55	9:53	8:10	7:05	14:30	7:06	6:58	8:15	10:32	7:57	9:53	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気温(度)	21.7	25.0	25.2	28.1	25.3	25.4	15.1	11.5	9.7	10.0	8.0	17.0			
水温(度)	16.7	20.4	22.8	21.7	20.3	21.3	14.4	14.0	11.6	10.0	10.3	15.3			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.1	7.7	7.6	7.9	7.8	7.7	7.8	7.8	8.1	7.6
DO (mg/l)	10.3	9.7	9.7	8.8	7.6	9.8	9.0	8.6	8.8	10.9	10	10.4	9	11	7.6
BOD (mg/l)	2.9	2.2	1.8	1.4	3.4	2.2	1.4	1.4	2.6	1.2	1.9	1.4	2.0	3.4	< 1.2
COD (mg/l)	1.7	2.4	1.8	1.6	1.3	2.0	1.2	1.5	1.4	1.2	1.2	1.4	1.6	2.4	1.2
SS (mg/l)	2.2	2.6	1.4	0.6	2.2	2.8	0.8	1.6	< 0.5	0.8	0.8	1	1	3	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7000	7900	24000	7900	4900	11000	4600	7900	13000	3300	350	17000	9071	24000	350
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)			< 5E-04												
ひ素 (mg/l)			0.001												
PCB (mg/l)		ND													
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.091	0.101	0.089	0.097	0.081	0.101	0.118	0.098	0.075	0.067	0.071	0.071	0.088	0.118	0.089
全窒素 (mg/l)	0.73	0.74	0.73	0.86	0.67	0.73	0.66	0.74	0.76	0.78	0.88	0.72	0.75	0.88	0.73
Kj-N (mg/l)	0.21	0.21	0.20	0.37	0.17	0.21	0.12	0.17	0.16	0.1	0.16	0.10	0.18	0.37	0.20
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.013	0.012	0.011	0.008	0.010	0.012	0.010	0.012	0.011	0.015	0.015	0.013	0.012	0.015	0.011
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.51	0.52	0.52	0.48	0.49	0.51	0.53	0.56	0.59	0.66	0.7	0.61	0.56	0.70	0.51
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 4:姉川口

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.27	H282.22	H28.3.7	採取位置	中央	
採取時刻	9:35	12:40	15:16	9:20	15:20	7:15	17:13	9:30	11:51	9:30	14:44	8:26	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気温(度)	23.4	24.8	29.9	29.0	24.7	23.1	16.8	13.5	11.8	4.9	13.0	13.2			
水温(度)	13.9	17.6	21.5	19.6	20.5	19.2	14.6	12.1	9.8	4.3	7.9	9.6			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	8.0	7.7	7.7	8.1	7.0	7.9	7.8	7.8	8.1	7.0
DO (mg/l)	10.7	9.9	9.9	9.6	9.2	9.0	10.4	10.6	11.4	13.2	12.4	11.8	11	13.2	9.0
BOD (mg/l)	1.7	0.5	1.1	1.4	2.2	1.6	0.9	1.0	1.2	1.5	0.6	1.5	1.3	2.2	< 0.5
COD (mg/l)	0.9	1.5	1.7	0.9	2.4	1.8	1.2	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2	1.4	2.4	0.9
SS (mg/l)	1.8	3.2	3.4	0.8	7.2	2.6	2.2	1.8	1.9	1	2	1.6	2	7.2	0.8
大腸菌群数(MPN/100ML)	230	1100	4900	1400	24000	13000	1700	2300	790	170	13	460	4172	24000	13
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.018	0.021	0.022	0.031	0.037	0.027	0.039	0.036	0.016	0.031	0.023	0.019	0.027	0.039	0.016
全窒素 (mg/l)	0.41	0.35	0.52	0.71	0.36	0.56	0.65	0.54	0.51	0.53	0.55	0.44	0.51	0.71	0.35
Kj-N (mg/l)	< 0.10	< 0.10	0.27	0.34	< 0.10	0.15	0.42	0.16	0.14	< 0.10	< 0.10	< 0.10	0.17	0.42	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.003	0.005	0.003	0.002	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.002
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.31	0.24	0.25	0.37	0.26	0.41	0.23	0.38	0.37	0.42	0.44	0.34	0.34	0.44	0.23
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 5:三六堀川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.28	H28.2.22	H28.3.7	採取位置	左岸	
採取時刻	9:00	10:02	12:46	8:38	7:15	14:00	7:34	14:55	8:40	11:10	8:48	9:42	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気温(度)	20.0	23.1	28.2	28.5	25.9	24.2	16.1	10.8	8.9	10.7	9.2	16.6			
水温(度)	18.8	21.3	24.2	25.8	22.7	23.6	15.9	16.4	13.1	14.0	11.2	16.9			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.9	8.2	8.5	8.3	7.9	8.0	7.7	7.7	7.9	7.7	7.7	7.9	8.0	8.5	7.7
DO (mg/l)	9.9	12.3	12.1	12.0	8.6	9.6	9.4	8.9	8.8	12	9.6	11.8	10	12	8.6
BOD (mg/l)	2.3	1.7	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.3	1.4	1.1	1.6	1.4	1.6	2.3	< 1.1
COD (mg/l)	1.4	1.4	1.2	1.0	0.8	1.2	0.8	1.2	1.2	1.1	1.1	1.3	1.1	1.4	0.8
SS (mg/l)	4.2	3.0	1.4	1.2	< 0.5	1.0	0.8	1.2	0.6	< 0.5	1	1.6	1	4	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2800	1300	1100	4900	3300	1700	1300	7900	2800	1700	140	4600	2795	7900	140
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		ND			ND			ND			ND				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		ND													
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.101	0.101	0.079	0.085	0.074	0.103	0.085	0.095	0.089	0.088	0.121	0.086	0.092	0.121	0.074
全窒素 (mg/l)	0.87	0.76	0.87	0.75	0.75	0.80	0.89	1.03	0.85	0.80	0.88	0.74	0.83	1.03	0.74
Kj-N (mg/l)	0.24	0.15	0.26	0.16	< 0.10	0.17	0.26	0.30	0.25	0.11	0.16	< 0.10	0.19	0.30	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.006	0.007	0.005	0.004	0.007	0.006	0.005	0.009	0.008	0.009	0.010	0.008	0.007	0.010	0.004
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.62	0.60	0.60	0.59	0.64	0.62	0.62	0.72	0.59	0.68	0.71	0.63	0.64	0.72	0.59
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 6:姉川国友

年 月 日	H27.4.27	H27.5.18	H27.6.23	H27.7.29	H27.8.31	H27.9.7	H27.10.26	H27.11.26	H27.12.18	H28.1.28	H28.2.22	H28.3.7	採取位置	左岸	
採取時刻	11:37	10:20	14:29	9:46	11:20	9:50	9:25	8:50	9:46	10:02	9:48	8:48	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	曇			
気温(度)	26.0	23.0	28.7	28.8	26.1	23.7	17.3	11.0	10.4	7.3	9.1	14.2			
水温(度)	16.0	18.5	25.1	20.7	22.1	20.4	15.6	13.5	10.0	7.4	7.1	11.3			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.6	7.8	7.9	7.6	7.8	7.8	7.7	7.7	7.9	7.1	7.8	7.9	7.7	7.9	7.1
DO (mg/l)	10.2	10.1	9.3	9.0	8.9	8.8	10.8	10.0	11.2	12.2	12.5	11.1	10	13	8.8
BOD (mg/l)	1.1	2.9	1.1	1.1	1.3	1.4	1.1	0.6	1.2	1.4	0.8	1.1	1.3	2.9	0.6
COD (mg/l)	0.9	1.5	2.2	1.1	1.1	1.9	0.6	0.9	1.1	0.6	0.9	0.8	1.1	2.2	0.6
SS (mg/l)	1.8	2.2	9.4	5.6	1.0	4.8	0.6	1.0	1.3	< 0.5	2.2	1	3	9	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2200	1300	7000	1700	7900	35000	4900	4900	700	330	11	790	5561	35000	11
カドミウム (mg/l)	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001					
鉛 (mg/l)	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005					
シアン (mg/l)	ND			ND			ND			ND					
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005					
全リン (mg/l)	0.056	0.040	0.052	0.003	0.036	0.045	0.024	0.035	0.024	0.038	0.025	0.026	0.034	0.056	0.003
全窒素 (mg/l)	0.59	0.64	0.77	0.61	0.63	0.70	0.83	0.85	0.71	0.69	0.69	0.58	0.69	0.85	0.58
Kj-N (mg/l)	0.16	< 0.10	0.27	0.16	< 0.10	0.21	0.28	0.27	0.23	0.12	< 0.10	< 0.10	0.18	0.28	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.005	0.009	0.006	0.003	0.005	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.003	0.005	0.009	0.003
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.42	0.53	0.49	0.45	0.52	0.49	0.55	0.58	0.48	0.57	0.58	0.48	0.51	0.58	0.42
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02					

公共用水域測定結果表 7: 平田川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 左岸		
採取時刻	10:46	8:55	9:14	9:31	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	19.6	26.3	12.6	10.8			
水温(度)	25.0	20.3	14.9	10.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.6	7.7	7.5	7.5	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	10.1	9.3	9.0	11.4	10	11	9.0
BOD (mg/l)	1.8	1.6	1.8	1.3	1.6	1.8	1.8
COD (mg/l)	2.7	1.6	1.1	1.2	1.7	2.7	1.1
SS (mg/l)	8.4	1.8	1.6	0.6	3	8	8
大腸菌群数(MPN/100ML)	4600	2300	3300	33	2558	4600	33
ガドリウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.078	0.032	0.029	0.028	0.042	0.078	0.028
全窒素 (mg/l)	0.71	0.81	1.01	1.02	0.89	1.02	0.71
Kj-N (mg/l)	0.12	< 0.10	0.36	0.21	0.20	0.36	0.00
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.008	0.006	0.005	0.012	0.008	0.012	0.005
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.58	0.70	0.64	0.80	0.68	0.80	0.58
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 8: 大井川河口

年 月 日	H27.6.23	H27.12.18	採取位置 中央		
採取時刻	13:20	9:46	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	曇			
気温(度)	27.4	10.4			
水温(度)	23.2	10.0			
透視度(cm)	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
DO (mg/l)	9.1	10.2	10	10	9.1
BOD (mg/l)	1.6	1.8	1.7	1.8	1.6
COD (mg/l)	2.3	1.4	1.9	2.3	1.4
SS (mg/l)	2	0.9	1	2	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	54000	2200	28100	54000	2200
ガドリウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
六価クロム (mg/l)	< 0.005				
全リン (mg/l)	0.088	0.042	0.065	0.088	0.042
全窒素 (mg/l)	0.91	0.83	0.87	0.91	0.83
Kj-N (mg/l)	0.35	0.18	0.27	0.35	0.18
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.013	0.009	0.011	0.013	0.009
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.55	0.64	0.60	0.64	0.55
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表 9: 旧大井川河口

年 月 日	N27.6.23	H27.12.18	採取位置 右岸		
採取時刻	13:05	9:03	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	曇			
気温(度)	29.7	8.9			
水温(度)	24.7	11.9			
透視度(cm)	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	8.2	7.9	8.1	8.2	7.9
DO (mg/l)	9.9	10.2	10.1	10	10
BOD (mg/l)	0.9	1.0	1.0	1	< 0.9
COD (mg/l)	2.1	1.1	1.6	2.1	1.1
SS (mg/l)	4.4	0.6	3	4	5
大腸菌群数(MPN/100ML)	54000	4900	29450	54000	4900
ガドリウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)	< 0.005				
全リン (mg/l)	0.092	0.065	0.079	0.092	0.065
全窒素 (mg/l)	0.72	0.84	0.78	0.84	0.72
Kj-N (mg/l)	0.22	0.25	0.24	0.25	0.22
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.008	0.010	0.009	0.010	0.008
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.49	0.58	0.54	0.58	0.49
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表 10: 五井川河口

年 月 日	H27.6.23	H27.12.18	採取位置 右岸		
採取時刻	10:10	9:03	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	曇			
気温(度)	26.0	14.1			
水温(度)	25.7	11.7			
透視度(cm)	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.8	7.9	7.9	7.9	7.8
DO (mg/l)	9.7	11.9	10.8	12	9.7
BOD (mg/l)	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8
COD (mg/l)	6.4	2.8	3.2	6.4	0.0
SS (mg/l)	5.4	1.6	4	5	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	28000	1700	14850	28000	1700
ガドリウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)	ND				
六価クロム (mg/l)	< 0.005				
全リン (mg/l)	0.160	0.099	0.130	0.160	0.099
全窒素 (mg/l)	1.15	1.27	1.21	1.27	1.15
Kj-N (mg/l)	0.64	0.58	0.61	0.64	0.58
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.057	0.019	0.038	0.057	0.019
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.45	0.67	0.56	0.67	0.45
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表 11: 打越川河口

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H28.2.22	採取位置		
採取時刻	12:30	6:50	7:08	8:07	採取水深(m)	中央	
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	25.1	24.7	11.3	8.9			
水温(度)	21.0	22.1	13.7	8.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	8.3	7.9	7.5	7.7	7.9	8.3	7.5
DO (mg/l)	10.8	8.1	8.8	11.2	9.7	11	8
BOD (mg/l)	1.5	1.2	1.4	1.1	1.3	1.5	1.1
COD (mg/l)	2.9	1.3	2.0	1.9	2.0	2.9	1.3
SS (mg/l)	0.6	0.8	1.2	1.4	1	1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7000	35000	3300	33	11333	35000	33
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.120	0.078	0.103	0.083	0.096	0.120	0.078
全窒素 (mg/l)	0.70	0.21	0.65	0.72	0.57	0.72	0.21
Kj-N (mg/l)	0.29	< 0.10	0.22	0.25	0.17	0.29	0.00
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.014	0.007	0.011	0.028	0.015	0.028	0.007
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.40	0.10	0.42	0.44	0.34	0.44	0.10
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 12: 南川河口

年 月 日	H27.6.23	H27.12.18	採取位置		
採取時刻	10:46	9:03	採取水深(m)	中央	
天候(当日)	晴	曇			
気温(度)	28.5	9.3			
水温(度)	26.1	9.2			
透視度(cm)	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.5	7.7	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	8.6	10.4	9.5	10.4	8.6
BOD (mg/l)	1.8	3.7	2.8	3.7	1.8
COD (mg/l)	5.9	3.9	4.9	5.9	3.9
SS (mg/l)	10.7	3.6	7	11	4
大腸菌群数(MPN/100ML)	28000	540000	284000	540000	28000
カドミウム (mg/l)					
鉛 (mg/l)					
シアン (mg/l)					
総水銀 (mg/l)	< 0.0005				
ひ素 (mg/l)	0.002				
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)					
全リン (mg/l)	0.119	0.157	0.138	0.157	0.119
全窒素 (mg/l)	1.06	1.86	1.46	1.86	1.06
Kj-N (mg/l)	0.58	0.93	0.76	0.93	0.58
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.036	0.037	0.037	0.037	0.036
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.44	0.89	0.67	0.89	0.44
MB活性物質 (mg/l)					

公共用水域測定結果表 13: 土川

年 月 日	H27.6.23	H27.12.18	採取位置		
採取時刻	9:10	9:03	採取水深(m)	中央	
天候(当日)	晴	曇			
気温(度)	24.1	9.5			
水温(度)	24.4	10.2			
透視度(cm)	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.4	7.7	7.6	7.7	7.4
DO (mg/l)	6.8	10.4	8.6	10.4	6.8
BOD (mg/l)	2.4	1.6	2.0	2.4	1.6
COD (mg/l)	7.3	3.6	5.5	7.3	3.6
SS (mg/l)	17.4	2.5	10	17.4	2.5
大腸菌群数(MPN/100ML)	11000	7900	9450	11000	7900
カドミウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	ND				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)	< 0.005				
全リン (mg/l)	0.155	0.091	0.123	0.155	0.091
全窒素 (mg/l)	1.51	1.54	1.52	1.54	1.51
Kj-N (mg/l)	0.78	0.56	0.67	0.78	0.56
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.045	0.043	0.044	0.045	0.043
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.68	0.94	0.81	0.94	0.68
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表 14: 米川支流神明神社

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H28.2.22	採取位置		
採取時刻	11:30	7:45	9:36	8:56	採取水深(m)	中央	
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	24.1	25.0	13.4	7.7			
水温(度)	19.1	19.9	13.7	10.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.9	8.0	7.8	7.8	7.9	8.0	7.8
DO (mg/l)	9.0	8.6	8.9	10.6	9	11	8.6
BOD (mg/l)	2.0	1.6	1.2	0.9	1.4	2.0	< 0.9
COD (mg/l)	2.9	1.5	2.1	1.0	1.9	2.9	1.0
SS (mg/l)	7.8	0.8	2.0	< 0.5	3	8	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	330000	4900	350	85037.5	330000	350
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.105	0.126	0.105	0.086	0.106	0.126	0.086
全窒素 (mg/l)	0.85	0.61	1.02	0.98	0.86	1.02	0.61
Kj-N (mg/l)	0.29	< 0.1	0.36	0.25	0.25	0.36	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.011	0.006	0.010	0.010	0.009	0.011	0.006
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.55	0.50	0.65	0.72	0.61	0.72	0.50
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 15:八幡川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	11:00	8:20	15:55	8:56	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	25.2	25.7	12.0	7.7			
水温(度)	19.2	20.9	14.3	10.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.8	8.0	7.9	7.8	7.9	8.0	7.8
DO (mg/l)	10.1	10.8	9.2	11.4	10	11	9
BOD (mg/l)	1.9	1.4	1.1	2.0	1.6	2.0	< 1.1
COD (mg/l)	2.9	1.7	2.2	2.3	2.3	2.9	1.7
SS (mg/l)	3.8	< 0.5	4.4	1.6	3	4	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	7900	4900	35000	12775	35000	3300
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.064	0.062	0.061	0.052	0.060	0.064	0.052
全窒素 (mg/l)	0.91	0.73	1.15	1.01	0.95	1.15	0.73
Kj-N (mg/l)	0.34	0.11	0.36	0.29	0.28	0.36	0.11
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.009	0.020	0.019	0.018	0.017	0.020	0.009
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.56	0.60	0.77	0.70	0.66	0.77	0.56
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 16:長浜新川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	11:38	8:35	7:25	8:16	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	25.0	25.7	12.0	8.8			
水温(度)	20.0	20.8	13.9	9.8			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.6	7.9	7.8	7.7	7.8	7.9	7.6
DO (mg/l)	8.9	8.4	9.2	10.6	9	11	8.4
BOD (mg/l)	1.3	1.0	1.9	1.1	1.3	1.9	< 1.0
COD (mg/l)	4.1	1.9	1.9	1.7	2.4	4.1	1.7
SS (mg/l)	17.4	4	2.2	3	7	17	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1700	7000	2200	1700	3150	7000	1700
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	ND						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.080	0.053	0.058	0.049	0.060	0.080	0.049
全窒素 (mg/l)	0.76	0.63	0.92	1.10	0.85	1.10	0.63
Kj-N (mg/l)	0.35	< 0.1	0.39	0.52	0.34	0.52	0.10
NO <sub>2</sub> -N (mg/l)	0.016	0.006	0.008	0.010	0.010	0.016	0.006
NO <sub>3</sub> -N (mg/l)	0.39	0.52	0.52	0.57	0.50	0.57	0.39
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 17:草野川上流

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	11:15	14:30	11:06	15:23	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	雨	曇	曇			
気温(度)	23.6	24.0	12.8	10.8			
水温(度)	15.9	19.2	11.8	7.2			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.4	7.9	7.9	8.0	7.8	8.0	7.4
DO (mg/l)	9.9	9.1	10.8	12.2	11	12	9.1
BOD (mg/l)	1.3	0.8	0.7	0.7	0.9	1.3	< 0.7
COD (mg/l)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.7	0.9	0.5
SS (mg/l)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.8	1	1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	220	790	49	11	268	790	11
全リン (mg/l)	0.048	0.033	0.033	0.021	0.034	0.048	0.021
全窒素 (mg/l)	0.27	0.35	0.27	0.34	0.31	0.35	0.27

公共用水域測定結果表 18:草野川中流

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	11:35	14:45	10:50	15:10	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	雨	曇	曇			
気温(度)	22.9	24.7	13.1	11.5			
水温(度)	18.6	20.5	13.0	8.0			
透視度(cm)	> 50	> 50	46	> 50	平均	最大	最小
P H	7.3	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	7.3
DO (mg/l)	9.3	9.0	10.6	12	10	12	9.0
BOD (mg/l)	0.9	1.9	0.8	0.9	1.1	1.9	< 0.8
COD (mg/l)	1.1	1.1	2.6	0.2	1.3	2.6	0.2
SS (mg/l)	1	1.2	17.6	1.6	5	18	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	220	4600	790	330	1485	4600	220
全リン (mg/l)	0.028	0.035	0.053	0.025	0.035	0.053	0.025
全窒素 (mg/l)	0.25	0.39	0.37	0.36	0.34	0.39	0.25

公共用水域測定結果表 19:田川上流

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	10:50	14:08	11:26	15:41	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	雨	曇	曇			
気温(度)	24.3	24.4	11.8	11.4			
水温(度)	16.7	20.5	19.2	7.6			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.5	7.7	7.6	7.6	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	10.1	8.7	10.4	12	10	12	8.7
BOD (mg/l)	2.4	1.4	0.6	1.4	1.5	2.4	< 0.6
COD (mg/l)	1.5	1.5	1.0	1.2	1.3	1.5	1.0
SS (mg/l)	0.8	1.4	1.0	2.2	1	2	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	2200	170	33	1176	2300	33
全リン (mg/l)	0.026	0.036	0.030	0.026	0.030	0.036	0.026
全窒素 (mg/l)	0.27	0.46	0.44	0.51	0.42	0.51	0.27

公共用水域測定結果表 20:姉川今荘

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	12:20	15:03	9:42	11:28	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	雨	曇	曇			
気温(度)	24.1	25.7	14.2	11.4			
水温(度)	20.5	21.8	12.8	8.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	8.0	7.8	7.7	7.6	7.8	8.0	7.6
DO (mg/l)	9.2	8.5	10.6	12.2	10	12	8.5
BOD (mg/l)	2.0	2.4	0.8	0.9	1.5	2.4	< 0.8
COD (mg/l)	1.5	4.2	1.1	1.0	2.0	4.2	1.0
SS (mg/l)	5.4	32.4	0.8	1.4	10	32	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	110	54000	490	78	13670	54000	78
全リン (mg/l)	0.036	0.059	0.024	0.023	0.036	0.059	0.023
全窒素 (mg/l)	0.48	0.51	0.37	0.36	0.43	0.51	0.36

公共用水域測定結果表 21:丁野木川河口

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	8:52	9:52	14:03	11:28	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	20.8	25.0	10.0	10.3			
水温(度)	17.0	22.1	12.7	8.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.5	7.6	7.7	7.5	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	9.3	9.0	10.9	11.6	10	12	9.0
BOD (mg/l)	2.0	2.1	1.0	1.7	1.7	2.1	< 1.0
COD (mg/l)	3.9	3.0	1.5	2.2	2.7	3.9	1.5
SS (mg/l)	10.8	2.2	3.8	6	6	11	2
大腸菌群数 (MPN/100ML)	9400	92000	7900	330	27408	92000	330
全リン (mg/l)	0.080	0.052	0.049	0.054	0.059	0.080	0.049
全窒素 (mg/l)	0.45	0.58	0.52	0.61	0.54	0.61	0.45

公共用水域測定結果表 22:田川河口

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置 中央		
採取時刻	8:52	9:52	13:47	11:26	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	20.9	25.0	8.6	11.5			
水温(度)	16.6	22.1	13.7	8.6			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.3	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6	7.3
DO (mg/l)	8.7	8.8	10.1	11.8	10	12	8.7
BOD (mg/l)	1.6	3.2	0.6	1.6	1.8	3.2	< 0.6
COD (mg/l)	4.0	2.3	1.3	1.8	2.4	4.0	1.3
SS (mg/l)	12.6	5	2.2	3.2	6	13	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	4600	17000	3300	1700	6650	17000	1700
全リン (mg/l)	0.083	0.056	0.054	0.047	0.060	0.083	0.047
全窒素 (mg/l)	0.56	0.64	0.51	0.56	0.57	0.64	0.51

公共用水域測定結果表 23:高時川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置		
採取時刻	9:30	10:20	13:25	10:40	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	21.5	26.8	8.9	9.3			
水温(度)	17.1	21.9	11.7	6.3			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.5	7.6	7.7	7.5	7.6	7.7	7.5
DO (mg/l)	10.3	8.9	11.0	12.7	11	13	8.9
BOD (mg/l)	1.5	1.1	0.7	2.0	1.3	2.0	< 0.7
COD (mg/l)	1.2	2.7	0.8	1.2	1.5	2.7	0.8
SS (mg/l)	0.6	6.4	< 0.5	15.2	6	15	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	11000	1700	130	3483	11000	130
全リン (mg/l)	0.016	0.027	0.012	0.027	0.021	0.027	0.012
全窒素 (mg/l)	0.20	0.68	0.26	0.31	0.36	0.68	0.20

公共用水域測定結果表 25:川道川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置		
採取時刻	9:25	9:20	14:44	11:07	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	24.1	26.4	11.0	10.7			
水温(度)	17.2	21.9	13.9	9.3			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.4	7.6	7.5	7.3	7.5	7.6	7.3
DO (mg/l)	8.9	9.2	9.8	11.7	10	12	8.9
BOD (mg/l)	1.7	1.5	1.2	1.8	1.6	1.8	< 1.2
COD (mg/l)	3.8	2.0	2.2	1.8	2.7	3.8	2.0
SS (mg/l)	9.2	1.4	4.2	2.4	4	9	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7900	11000	1700	94	5174	11000	94
全リン (mg/l)	0.106	0.071	0.052	0.065	0.074	0.106	0.052
全窒素 (mg/l)	0.49	0.52	0.67	0.64	0.58	0.67	0.49

公共用水域測定結果表 27:七瀬川

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置		
採取時刻	9:45	10:40	11:50	12:06	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	24.7	26.1	11.9	11.8			
水温(度)	17.7	22.0	15.0	11.1			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.5	7.6	7.6	7.4	7.5	7.6	7.4
DO (mg/l)	10.1	9.4	10.0	11.4	10	11	9.4
BOD (mg/l)	1.5	1.6	0.8	2.1	1.5	2.1	< 0.8
COD (mg/l)	3.6	2.2	1.7	3	2.6	3.6	1.7
SS (mg/l)	8.2	5.2	1.4	1.2	4	8	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	2	7900	0	3201	7900	0
全リン (mg/l)	0.081	0.062	0.037	0.054	0.059	0.081	0.037
全窒素 (mg/l)	0.56	0.56	0.27	0.65	0.51	0.65	0.27

公共用水域測定結果表 29:三条川

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置		
採取時刻	11:05	10:46	11:22	12:00	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	25.6	34.3	21.9	12.0			
水温(度)	17.8	24.0	15.6	8.5			
透視度(cm)	27	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.3	7.6	8.0	7.1	7.5	8.0	7.1
DO (mg/l)	10.3	9.8	12.6	12.4	11	13	9.8
BOD (mg/l)	1.2	0.8	0.6	1.1	0.9	1.2	< 0.6
COD (mg/l)	4.0	2.7	1.6	2.0	2.6	4.0	1.6
SS (mg/l)	23.2	11.6	3.6	3.4	10	23	3
大腸菌群数(MPN/100ML)	3300	17000	4900	330	6383	17000	330
全リン (mg/l)	0.100	0.068	0.086	0.011	0.066	0.100	0.011
全窒素 (mg/l)	0.46	0.37	0.41	0.49	0.43	0.49	0.37

公共用水域測定結果表 31:丁野木川中流

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置		
採取時刻	11:35	11:18	11:50	13:00	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	26.0	34.1	20.8	10.5			
水温(度)	17.9	26.3	15.1	7.9			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.3	7.5	7.9	7.3	7.5	7.9	7.3
DO (mg/l)	10.2	8.5	10.4	12.7	10.5	12.7	8.5
BOD (mg/l)	2.3	2.3	1.2	1.6	1.9	2.3	1.2
COD (mg/l)	3.5	2.7	1.4	1.7	2.3	3.5	1.4
SS (mg/l)	18.2	3.6	0.8	1.6	6.1	18.2	0.8
大腸菌群数(MPN/100ML)	2800	35000	2200	490	10123	35000	490
全リン (mg/l)	0.080	0.066	0.190	0.014	0.088	0.190	0.014
全窒素 (mg/l)	0.33	0.29	0.19	0.41	0.31	0.41	0.19

公共用水域測定結果表 24:姉川河口

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置		
採取時刻	8:40	9:42	14:25	10:54	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	19.5	26.4	8.3	8.7			
水温(度)	19.8	21.1	12.7	6.4			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.5	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.5
DO (mg/l)	9.5	8.7	10.6	12.4	10	12	8.7
BOD (mg/l)	1.7	1.1	1.0	0.9	1.2	1.7	< 0.9
COD (mg/l)	1.4	2.7	0.8	1.0	1.5	2.7	0.8
SS (mg/l)	3	8	< 0.5	12.2	6	12	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	7900	3300	170	3168	7900	170
全リン (mg/l)	0.032	0.036	0.021	0.028	0.029	0.036	0.021
全窒素 (mg/l)	0.45	0.68	0.39	0.33	0.46	0.68	0.33

公共用水域測定結果表 26:田川中流

年 月 日	H27.5.18	H27.8.31	H27.11.26	H282.22	採取位置		
採取時刻	9:52	10:40	11:59	12:15	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	曇	曇	曇	曇			
気温(度)	24.3	26.1	11.8	10.2			
水温(度)	18.0	22.0	14.8	9.5			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.4	7.7	7.6	7.5	7.6	7.7	7.4
DO (mg/l)	8.4	9.6	10.2	11.8	10	12	8.4
BOD (mg/l)	1.7	1.4	< 0.5	1.6	1.3	1.7	< 0.5
COD (mg/l)	3.9	2.5	1.5	1.9	2.5	3.9	1.5
SS (mg/l)	13.2	3.4	1.2	3.2	5	13	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	11000	35000	4900	330	12808	35000	330
全リン (mg/l)	0.083	0.072	0.030	0.048	0.058	0.083	0.030
全窒素 (mg/l)	0.45	0.61	0.23	0.51	0.45	0.61	0.23

公共用水域測定結果表 28:西川

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置		
採取時刻	11:20	11:00	11:30	12:10	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	25.7	32.7	20.1	11.7			
水温(度)	19.9	26.4	15.9	8.4			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.4	7.4	7.7	7.1	7.4	7.7	7.1
DO (mg/l)	11.4	9.4	11	12.8	11	13	9.4
BOD (mg/l)	1.5	1.2	1.2	1.6	1.4	1.6	< 1.2
COD (mg/l)	2.6	2.7	1.6	1.6	2.1	2.7	1.6
SS (mg/l)	10.4	11.2	2.2	1.4	6	11	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	9400	11000	1200	110	5428	11000	110
全リン (mg/l)	0.064	0.052	0.04	0.046	0.051	0.064	0.040
全窒素 (mg/l)	0.25	0.32	0.14	0.38	0.27	0.38	0.14

公共用水域測定結果表 30:余呉川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置		
採取時刻	16:07	16:06	15:30	15:18	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	26.5	32.8	18.1	8.7			
水温(度)	18.0	22.1	15.8	11.6			
透視度(cm)	39	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.2	7.5	8.0	7.2	7.5	8.0	7.2
DO (mg/l)	9.5	9.4	11.8	11.2	10	12	9.4
BOD (mg/l)	1.4	1.1	1.7	1.3	1.4	1.7	< 1.1
COD (mg/l)	2.2	1.3	1.1	1.0	1.4	2.2	1.0
SS (mg/l)	10.4	2.4	0.6	1.2	4	10	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	230	13000	1300	170	3675	13000	170
全リン (mg/l)	0.091	0.062	0.046	0.029	0.057	0.091	0.029
全窒素 (mg/l)	0.52	0.50	0.46	0.56	0.51	0.56	0.46

公共用水域測定結果表 32:西野放水路

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置		
採取時刻	15:55	15:49	15:10	14:58	採水水深(m) 表層		
天候(当日)	晴	晴	晴	晴			
気温(度)	28.0	33.7	16.6	7.8			
水温(度)	23.4	26.0	16.7	10.0			
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
PH	7.1	7.3	7.4	7.2	7.3	7.4	7.1
DO (mg/l)	9.0	7.7	9.4	11.2	9	11	7.7
BOD (mg/l)	2.5	0.9	1.0	1.4	1.5	2.5	< 0.9
COD (mg/l)	2.6	1.8	0.7	1.6	1.7	2.6	0.7
SS (mg/l)	11.2	5.2	0.8	2.2	5	11	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	13000	1700	230	4008	13000	230
全リン (mg/l)	0.074	0.050	0.011	0.028	0.041	0.074	0.011
全窒素 (mg/l)	0.46	0.48	0.44	0.51	0.47	0.51	0.44

公共用水域測定結果表 33:赤川

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	11:40	15:32	14:57	14:40	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	28.0	33.8	21.4	9.4		
水温(度)	23.4	29.1	16.9	8.0		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.7	8.0	8.1	7.2	7.8	8.1 7.2
DO (mg/l)	10.7	8.8	10.5	12.4	11	12 8.8
BOD (mg/l)	2.6	1.0	1.1	1.3	1.5	2.6 < 1.0
COD (mg/l)	5.2	2.2	1.6	2.5	2.9	5.2 1.6
SS (mg/l)	19	3.6	2.4	7	8	19 2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1700	22000	3300	1300	7075	22000 1300
全リン (mg/l)	0.220	0.075	0.052	0.037	0.096	0.220 0.037
全窒素 (mg/l)	0.33	0.58	0.42	0.64	0.49	0.64 0.33

公共用水域測定結果表 35:余呉川中流

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	15:30	15:20	14:44	14:28	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	26.5	33.6	20.1	7.3		
水温(度)	22.9	28.3	16.8	9.5		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.3	7.5	7.7	7.3	7.5	7.7 7.3
DO (mg/l)	8.2	7.7	10.2	11.4	9	11 7.7
BOD (mg/l)	1.2	2.4	1.0	1.0	1.4	2.4 < 1.0
COD (mg/l)	3.8	2.1	1.2	1.9	2.3	3.8 1.2
SS (mg/l)	9.6	4.6	1	2.8	5	10 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	24000	3300	330	8133	24000 330
全リン (mg/l)	0.078	0.047	0.041	0.025	0.048	0.078 0.025
全窒素 (mg/l)	0.56	0.54	0.66	0.53	0.57	0.66 0.53

公共用水域測定結果表 37:余呉湖出口

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	13:27	12:15	14:10	14:09	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	25.4	32.7	18.6	7.5		
水温(度)	18.3	22.0	17.3	9.6		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.2	7.4	7.5	7.2	7.3	7.5 7.2
DO (mg/l)	9.1	8.6	10.2	11.4	10	11 8.6
BOD (mg/l)	1.3	0.7	1.0	0.7	0.9	1.3 < 0.7
COD (mg/l)	1.4	1.5	0.7	1.1	1.2	1.5 0.7
SS (mg/l)	2.0	3.0	< 0.5	1.6	2	3 < 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	790	4600	7900	330	3405	7900 330
全リン (mg/l)	0.033	0.029	0.025	0.024	0.028	0.033 0.024
全窒素 (mg/l)	0.52	0.57	0.74	0.59	0.61	0.74 0.52

公共用水域測定結果表 39:大坪川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	14:10	13:37	12:51	14:25	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	27.2	33.7	21.3	9.5		
水温(度)	20.8	27.6	18.1	9.8		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.1	7.2	7.5	7.6	7.4	7.6 7.1
DO (mg/l)	9.9	8.6	10.8	11.4	10.2	11 8.6
BOD (mg/l)	1.6	2.4	2.0	1.2	1.8	2.4 < 1.2
COD (mg/l)	3.5	2.6	1.9	2.6	2.7	3.5 1.9
SS (mg/l)	10.8	2.8	2.4	5.6	5	11 2
大腸菌群数(MPN/100ML)	1100	22000	2800	790	6673	22000 790
全リン (mg/l)	0.099	0.074	0.054	0.044	0.068	0.099 0.044
全窒素 (mg/l)	0.50	0.49	0.48	0.58	0.51	0.58 0.48

公共用水域測定結果表 41:大浦川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	14:45	14:20	13:16	14:55	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	26.2	31.3	19.2	9.4		
水温(度)	19.7	25.8	16.2	8.1		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.0	7.1	7.3	7.4	7.2	7.4 7.0
DO (mg/l)	10.0	7.9	10.3	11.8	10.0	12 7.9
BOD (mg/l)	1.2	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2 < 1.0
COD (mg/l)	2.7	2.7	1.6	2.9	2.5	2.9 1.6
SS (mg/l)	2.8	2.8	0.8	8.4	4	8 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	1300	4900	1700	700	2150	4900 700
全リン (mg/l)	0.049	0.032	0.022	0.017	0.030	0.049 0.017
全窒素 (mg/l)	0.35	0.37	0.35	0.37	0.36	0.37 0.35

公共用水域測定結果表 34:高時川上流

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	13:07	11:52	12:24	13:28	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	28.9	33.5	23.1	9.2		
水温(度)	14.6	20.5	13.5	4.8		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.3	7.7	7.9	7.3	7.6	7.9 7.3
DO (mg/l)	9.9	9.0	10.2	13	11	13 9.0
BOD (mg/l)	2.3	1.2	1.4	1.3	1.6	2.3 < 1.2
COD (mg/l)	0.8	1.1	0.7	0.6	0.8	1.1 0.6
SS (mg/l)	2	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1	2 < 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	33	1400	270	460	541	1400 33
全リン (mg/l)	0.032	0.020	0.018	0.025	0.024	0.032 0.018
全窒素 (mg/l)	0.30	0.29	0.17	0.30	0.27	0.30 0.17

公共用水域測定結果表 36:余呉川上流

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	13:42	12:30	-	13:52	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	-	晴		
気温(度)	25.0	33.8	-	10.8		
水温(度)	18.9	22.2	-	7.7		
透視度(c m)	> 50	> 50	-	> 50	平均	最大 最小
PH	7.3	7.5	-	7.3	7.4	7.5 7.3
DO (mg/l)	9.4	8.8	-	12.4	10	12 8.8
BOD (mg/l)	1.5	0.9	-	0.8	1.1	1.5 < 0.8
COD (mg/l)	1.1	1.3	-	1.6	1.3	1.6 1.1
SS (mg/l)	1.6	2.0	-	3.8	2	4 < 2
大腸菌群数(MPN/100ML)	330	7900	-	330	2853	7900 330
全リン (mg/l)	0.023	0.016	-	0.014	0.018	0.023 0.014
全窒素 (mg/l)	0.34	0.45	-	0.53	0.44	0.53 0.34

公共用水域測定結果表 38:大川河口

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	14:20	13:15	13:02	14:32	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	26.2	32.7	17.3	8.6		
水温(度)	20.7	25.4	17.3	8.6		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	7.1	7.3	7.5	7.9	7.5	7.9 7.1
DO (mg/l)	9.3	8.4	10.4	11.7	10	12 8.4
BOD (mg/l)	2.0	1.5	0.8	< 0.5	1.2	2.0 < 0.5
COD (mg/l)	2.2	3.6	1.4	1.4	2.2	3.6 1.4
SS (mg/l)	5.0	8.4	1	1.4	4	8 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	790	11000	1300	490	3395	11000 490
全リン (mg/l)	0.035	0.033	0.019	0.022	0.027	0.035 0.019
全窒素 (mg/l)	0.42	0.55	0.40	0.53	0.48	0.55 0.40

公共用水域測定結果表 40:大浦川上流

年 月 日	H27.4.27	H27.7.29	H27.10.26	H28.1.28	採取位置	中央
採取時刻	15:00	14:40	13:35	15:15	採取水深(m)	表層
天候(当日)	晴	晴	晴	晴		
気温(度)	27.3	31.5	19.0	8.7		
水温(度)	18.9	24.8	16.3	7.6		
透視度(c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大 最小
PH	6.9	7.2	7.4	7.6	7.3	7.6 6.9
DO (mg/l)	9.3	8.6	9.7	12.3	10	12 8.6
BOD (mg/l)	1.3	0.7	1.0	1.1	1.0	1.3 < 0.7
COD (mg/l)	1.9	2.4	1.4	1.9	1.9	2.4 1.4
SS (mg/l)	1.6	2.6	< 0.5	1	1	3 < 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	490	7000	2300	490	2570	7000 490
全リン (mg/l)	0.026	0.016	0.004	0.011	0.014	0.026 0.004
全窒素 (mg/l)	0.24	0.28	0.15	0.24	0.23	0.28 0.15

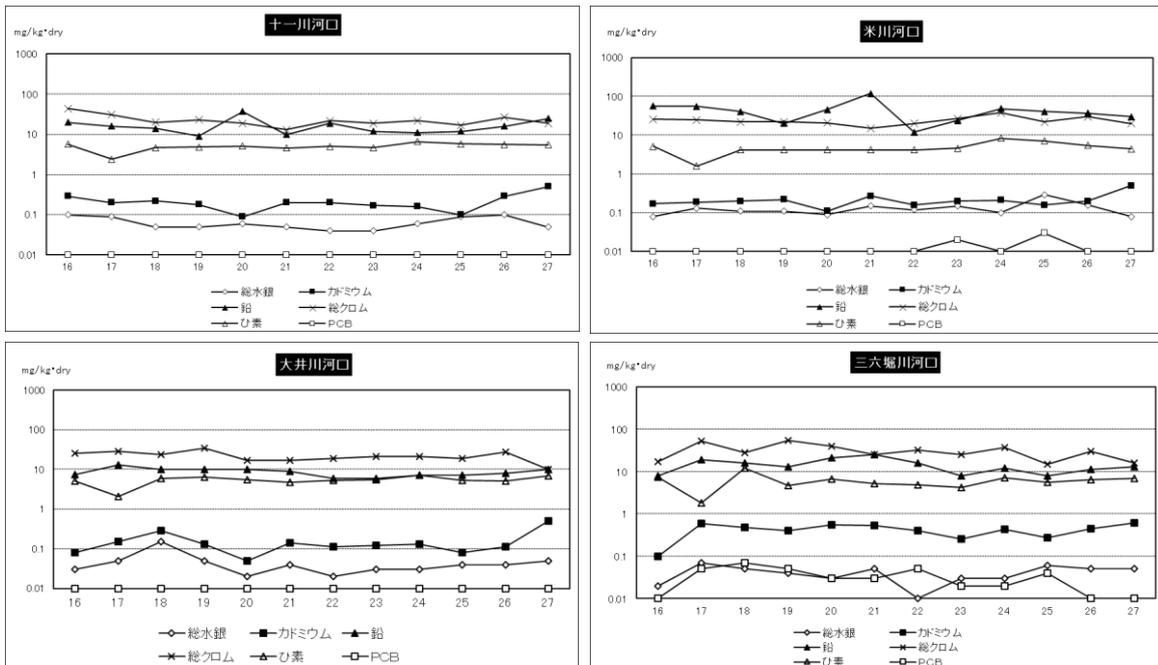
## 第2節 底質調査結果

### (1) 調査地点

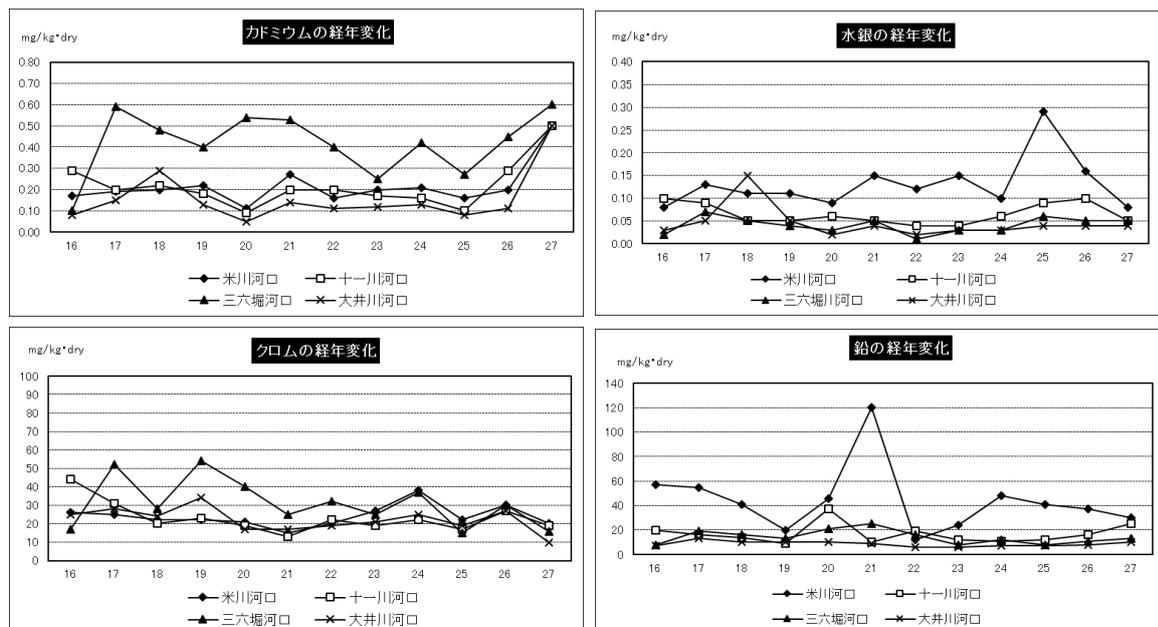
①米川河口 ③十一川河口 ⑤三六堀川河口 ⑧大井川河口

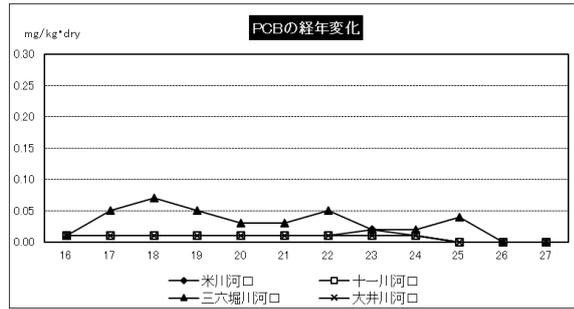
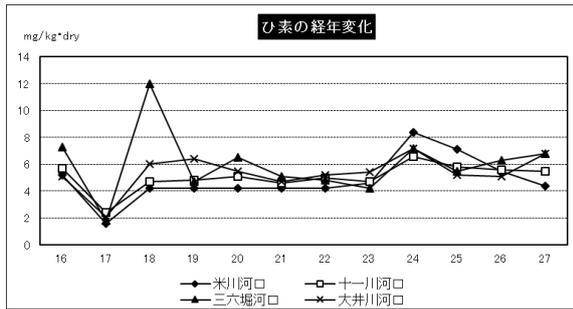
(丸数字は、水質調査地点のものに対応しています。)

### (2) 河川ごとの経年変化



### (3) 測定項目ごとの経年変化





(4) 底質分析結果表 (年 1 回調査)

採取河川	米川河口	十一川河口	三六堀川河口	大井川河口
採取日	H27.10.5	H27.10.5	H27.10.5	H27.10.5
採取時刻	14:50	14:30	14:00	11:40
天候 (当日)	曇	曇	曇	曇
気温 (度)	25.8	25.4	24.2	26.2
水分率 (%)	18.6	20.8	17.8	20.1
アルキル水銀化合物 (mg/kg·dry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水銀 (mg/kg·dry)	0.08	<0.05	<0.05	<0.05
カドミウム (mg/kg·dry)	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
鉛 (mg/kg·dry)	30	25	13	10
有機リン化合物 (mg/kg·dry)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
ひ素 (mg/kg·dry)	4.4	5.5	6.8	6.8
PCB (mg/kg·dry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
クロム含有量 (mg/kg·dry)	20	19	16	10

### 第3節 大気環境調査結果

調査地点番号と本文中(1)(2)の丸数字と対応しています。

#### (1) 簡易調査法による積算量調査地点

- ①西浅井支所 ②西浅井福祉ステーション ③余呉支所 ④北部振興局 ⑤高月支所  
 ⑥湖北支所 ⑦浅井支所 ⑧びわ支所 ⑨神照小学校 ⑩滋賀県調理短期大学校  
 ⑪長浜東中学校 ⑫長浜西中学校 ⑬豊公園 ⑭長浜南小学校 ⑮長浜バイオインキュベーションセンター

#### (2) 自動計測器による調査地点

- ⑯旧教職員住宅

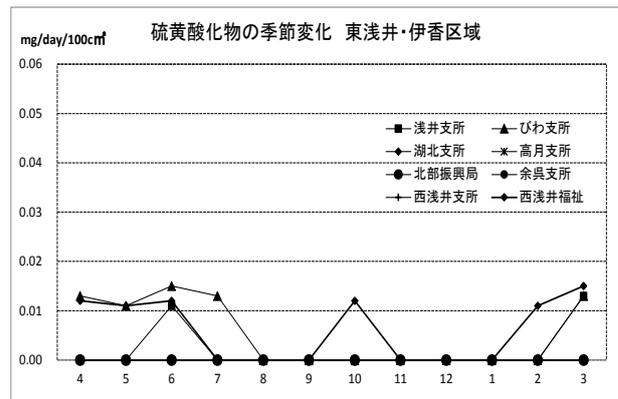
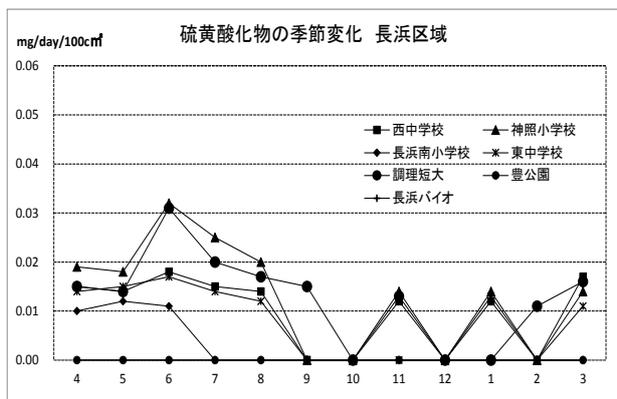
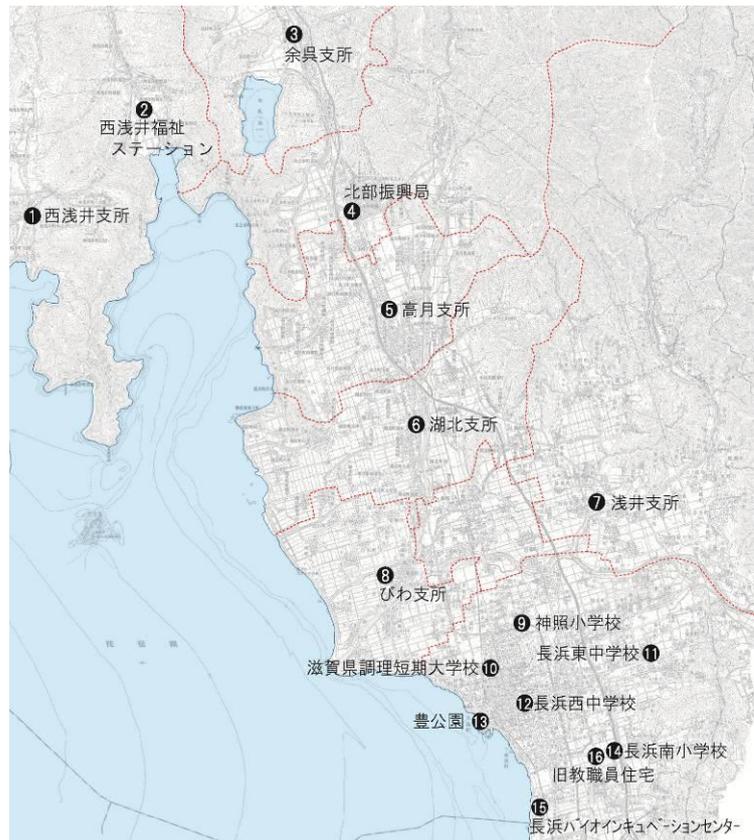
#### (3) 調査結果

##### ①簡易調査法による積算量調査 <硫黄酸化物> (二酸化鉛法)

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありましたが、その変動幅は比較的小さく、全体として低い値で推移しました。

年平均値の経年変化については、近年は減少傾向から横ばいとなっています。

汚染判定基準から見ると、全ての地点が汚染第1度(0.5mg~1.0mg未満)「軽微の汚染」未満でした。

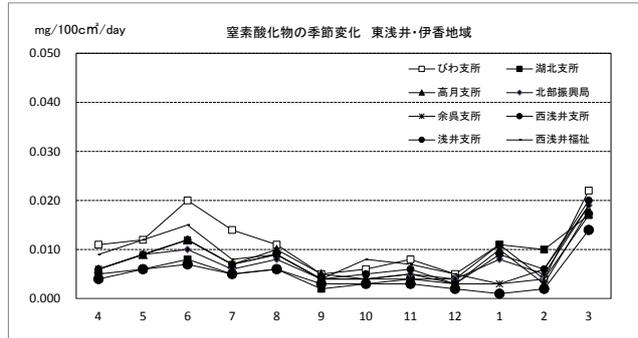
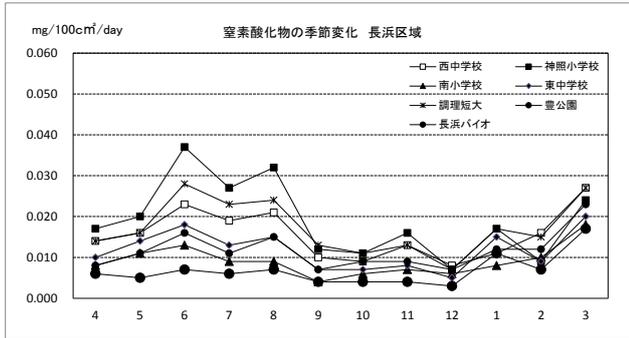


##### <窒素酸化物>(アルカリろ紙法)

各地点の季節変化を見ると、月ごとに変動があることがわかりましたが、その要因は明確ではありません。

地点間のレベルを比較しても、大きな差異は見られませんでした。

ただし、経年変化を見ると、近年、問題のないレベルではあるものの増加傾向であるため注意が必要です。

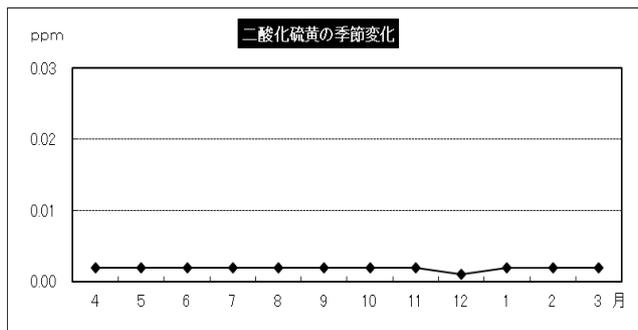
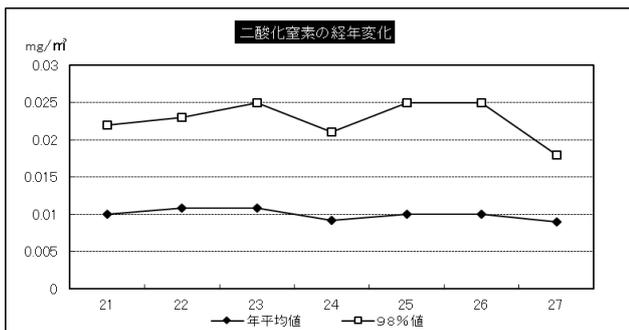


## ②自動計測器による調査

＜二酸化硫黄＞（紫外線蛍光法）

季節的变化は、あまり見られない結果となりました。

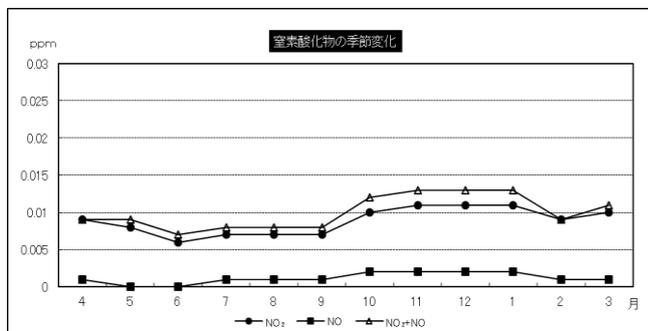
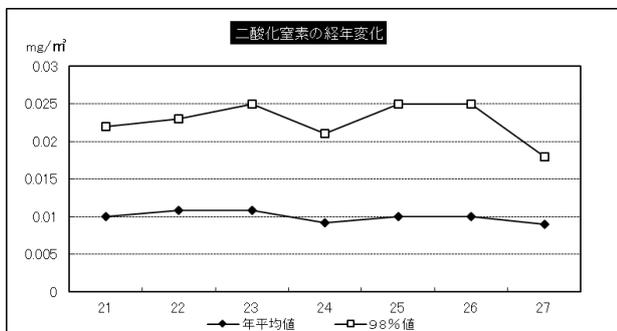
日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数、および1時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。



＜窒素酸化物＞（化学発光法）

季節变化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す結果となりました。

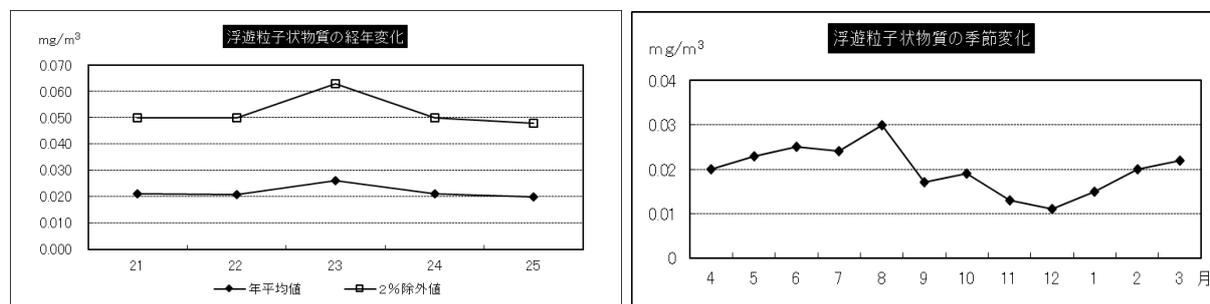
二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) は、環境基準で 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値および日平均値の年間 98%値ともに環境基準を満足していました。



＜浮遊粒子状物質＞（β線吸収法）

季節变化は、夏と早春にやや高い値が確認されましたが、全体としては低いレベルで推移、経年変化は概ね一定のレベルで推移していました。

日平均値、1時間値ともに環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>、0.20mg/m<sup>3</sup>)を超えることはなく、日平均値の2%除外値についても0.048mg/m<sup>3</sup>と環境基準を満足していました。



#### (4) 評価

長浜市における大気環境は、本市の測定する範囲では環境基準を満足する状況にありました。また、これらの項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低い値で横ばいであり、全般的に汚染は軽微であると考えられます。

#### 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。

#### PbO<sub>2</sub>法(二酸化鉛法)による汚染度判定基準

汚染度	SO <sub>2</sub> (mg /100cm <sup>2</sup> /day PbO <sub>2</sub> )	詳細
汚染第1度	0.5以上~1.0未満	軽微の汚染
汚染第2度	1.0以上~2.0未満	普通程度の汚染
汚染第3度	2.0以上~3.0未満	中等程度の汚染
汚染第4度	3.0以上~4.0未満	やや高度の汚染
汚染第5度	4.0以上~	高度の汚染

(5) 簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物調査結果								
月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	豊公園	浅井支所
4	3.20-4.21	0.015	0.019	0.010	0.014	0.015	<0.010	<0.010
5	4.21-5.20	0.014	0.018	0.012	0.015	0.014	<0.010	<0.010
6	5.21-6.19	0.018	0.032	0.011	0.017	0.031	<0.010	<0.010
7	6.19-7.17	0.015	0.025	<0.010	0.014	0.020	<0.010	<0.010
8	7.17-8.21	0.014	0.020	<0.010	0.012	0.017	<0.010	<0.010
9	8.21-9.18	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.015	<0.010	<0.010
10	9.18-10.21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
11	10.21-11.19	0.012	0.014	<0.010	<0.010	0.013	<0.010	<0.010
12	11.19-12.17	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
1	12.17-1.21	0.012	0.014	<0.010	0.013	<0.010	<0.010	<0.010
2	1.21-2.19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011	<0.010	<0.010
3	2.19-3.18	0.017	0.014	<0.010	0.011	0.016	<0.010	<0.010
	平均値	0.010	0.013	0.003	0.008	0.013	<0.010	<0.010
	最大値	0.018	0.032	0.012	0.017	0.031	<0.010	<0.010
	最小値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010

※単位 mg/100cm<sup>2</sup>/day

月	調査期間	びわ支所	湖北支所	高月支所	北部振興局	余呉支所	西浅井支所	長浜バイオ	西浅井福祉
4	3.20-4.21	0.013	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.012
5	4.21-5.20	0.011	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011
6	5.21-6.19	0.015	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011	0.012
7	6.19-7.17	0.013	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
8	7.17-8.21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
9	8.21-9.18	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
10	9.18-10.21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.012
11	10.21-11.19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
12	11.19-12.17	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
1	12.17-1.21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
2	1.21-2.19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.011
3	2.19-3.18	0.013	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.013	0.015
	平均値	0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.002	0.006
	最大値	0.015	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.013	0.015
	最小値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010

※単位 mg/100cm<sup>2</sup>/day

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	豊公園	浅井支所
4	3.20-4.21	0.014	0.017	0.008	0.010	0.014	0.006	0.006
5	4.21-5.20	0.016	0.020	0.011	0.014	0.016	0.005	0.009
6	5.21-6.19	0.023	0.037	0.013	0.018	0.028	0.007	0.012
7	6.19-7.17	0.019	0.027	0.009	0.013	0.023	0.006	0.007
8	7.17-8.21	0.021	0.032	0.009	0.015	0.024	0.007	0.009
9	8.21-9.18	0.010	0.012	0.004	0.007	0.013	0.004	0.004
10	9.18-10.21	0.009	0.011	0.006	0.007	0.011	0.004	0.005
11	10.21-11.19	0.013	0.016	0.007	0.008	0.013	0.004	0.006
12	11.19-12.17	0.008	0.007	0.006	0.005	0.007	0.003	0.003
1	12.17-1.21	0.011	0.017	0.008	0.015	0.017	0.011	0.009
2	1.21-2.19	0.016	0.009	0.010	0.009	0.015	0.007	0.006
3	2.19-3.18	0.027	0.024	0.018	0.020	0.027	0.017	0.020
	平均値	0.016	0.019	0.009	0.012	0.017	0.007	0.008
	最大値	0.027	0.037	0.018	0.020	0.028	0.017	0.020
	最小値	0.008	0.007	0.004	0.005	0.007	0.003	0.003

※単位 mg/100cm<sup>2</sup>/day

月	調査期間	びわ支所	湖北支所	高月支所	北部振興局	余呉支所	西浅井支所	長浜バイオ	西浅井福祉
4	3.20-4.21	0.011	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.008	0.009
5	4.21-5.20	0.012	0.006	0.009	0.009	0.009	0.006	0.011	0.012
6	5.21-6.19	0.020	0.008	0.012	0.010	0.012	0.007	0.016	0.015
7	6.19-7.17	0.014	0.005	0.007	0.006	0.007	0.005	0.011	0.008
8	7.17-8.21	0.011	0.006	0.010	0.008	0.009	0.006	0.015	0.009
9	8.21-9.18	0.005	0.002	0.005	0.004	0.004	0.003	0.007	0.004
10	9.18-10.21	0.006	0.003	0.004	0.004	0.004	0.003	0.009	0.008
11	10.21-11.19	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.003	0.009	0.007
12	11.19-12.17	0.005	0.004	0.003	0.004	0.003	0.002	0.007	0.005
1	12.17-1.21	0.011	0.011	0.010	0.008	0.003	0.001	0.012	0.003
2	1.21-2.19	0.004	0.010	0.003	0.005	0.004	0.002	0.012	0.006
3	2.19-3.18	0.022	0.017	0.018	0.019	0.017	0.014	0.023	0.019
	平均値	0.011	0.007	0.008	0.007	0.007	0.005	0.012	0.009
	最大値	0.022	0.017	0.018	0.019	0.017	0.014	0.023	0.019
	最小値	0.004	0.002	0.003	0.004	0.003	0.001	0.007	0.003

※単位 mg/100cm<sup>2</sup>/day

## (6) 自動計測器による調査

窒素酸化物調査結果 <旧教職員住宅>

(H27)

有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.200ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.100ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.060ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.040ppm以上0.060ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.060ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
276	6828	0.009	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub> )
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
276	6828	0.001	0.045	0.007	276	6828	0.010	0.071	0.024	87.4

二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

項目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	30	22	21	22	22	30	19	21	17	30	20	22	
測定時間 (時間)	715	554	516	569	549	713	475	524	426	733	506	548	
月平均値 (ppm)	0.009	0.008	0.006	0.007	0.007	0.007	0.010	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	
1時間値の最高値 (ppm)	0.031	0.039	0.023	0.023	0.022	0.022	0.030	0.026	0.031	0.038	0.028	0.040	
日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.016	0.013	0.010	0.011	0.012	0.015	0.016	0.019	0.028	0.017	0.019	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

一酸化窒素(NO)

項目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	30	22	21	22	22	30	19	21	17	30	20	22	
測定時間 (時間)	715	554	516	569	549	713	475	524	426	733	506	548	
月平均値 (ppm)	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	
1時間値の最高値 (ppm)	0.015	0.010	0.004	0.012	0.012	0.010	0.013	0.025	0.030	0.045	0.026	0.029	
日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.003	0.003	0.002	0.004	0.006	0.007	0.017	0.004	0.007	

窒素酸化物(NO+NO<sub>2</sub>)

項目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	30	22	21	22	22	30	19	21	17	30	20	22	
測定時間 (時間)	715	554	516	569	549	713	475	524	426	733	506	548	
月平均値 (ppm)	0.009	0.009	0.007	0.008	0.008	0.008	0.012	0.013	0.013	0.013	0.009	0.011	
1時間値の最高値 (ppm)	0.039	0.041	0.023	0.025	0.025	0.030	0.039	0.045	0.058	0.071	0.050	0.056	
日平均値の最高値 (ppm)	0.018	0.017	0.014	0.012	0.012	0.014	0.017	0.022	0.025	0.044	0.021	0.026	
月平均値(NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub> ) (%)	93.5	94.9	94.1	88.0	86.0	88.9	86.7	83.0	81.8	82.2	90.6	86.8	

(H27)

二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.100ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.040ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.040ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(ppm)	(日)
277	6839	0.002	0.006	0	0.0	0	0.0	○	0.003	0

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

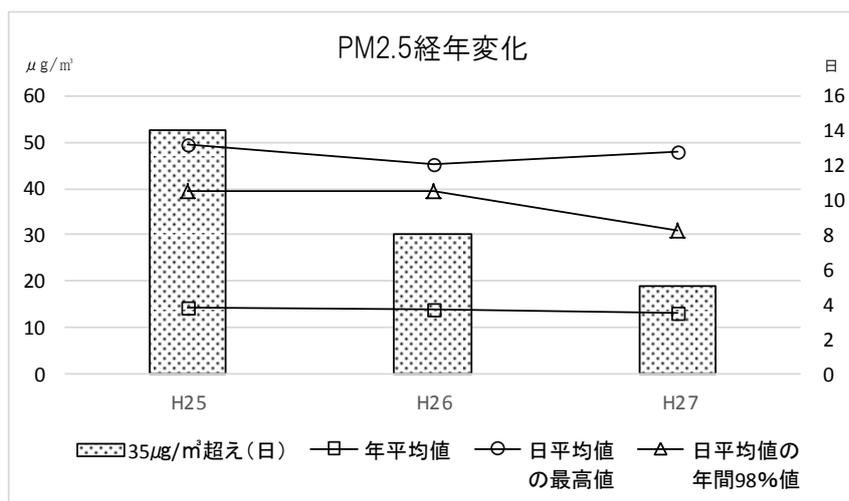
項目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	30	22	21	23	22	30	19	21	17	30	20	22	
測定時間 (時間)	715	554	517	572	549	715	475	525	428	735	506	548	
月平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	
1時間値の最高値 (ppm)	0.006	0.006	0.005	0.006	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	
日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(H27)

浮遊粒子物質 (SPM)											
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が <sup>g</sup> 0.200mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が <sup>g</sup> 0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		日平均値が <sup>g</sup> 0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が <sup>g</sup> 0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)	(無 ○・有 ×)	(mg/m <sup>3</sup> )		
273	6807	0.020	0.101	0	0.0	0	0.0	○	0.048	0	

### ◆滋賀県による微小粒子状物質 (PM2.5) の調査結果

項目		平成27年									平成28年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	29	30	31	28	29	31
月平均値	μg/m <sup>3</sup>	15.1	17.2	15.1	14.3	15.6	10.0	15.7	9.0	9.1	11.2	11.4	13.9
日平均値の最高値	μg/m <sup>3</sup>	35.0	28.7	37.4	32.8	47.8	18.5	36.7	17.4	13.9	29.8	29.4	29.6
日平均値が <sup>g</sup> 35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0



滋賀県琵琶湖環境科学研究センター提供

## 第4節 道路交通騒音・振動調査結果

### (1) 調査地点概要

①国道8号 長浜市役所北部振興局前（木之本町千田町） 地図番号①

〔2車線道路 騒音C類型 非線引き区域 〕

②県道間田長浜線 高田町（福）長浜市社会福祉協議会前 地図番号⑨

〔2車線道路 騒音C類型 近隣商業地域 〕

③北陸自動車道交通騒音調査

地図番号①高月町柏原

②湖北町留目

③榎木町

④加納町

⑤南田附町

⑥宮司町

### (2) 調査結果

＜市内主要道路調査結果＞

#### ①国道8号

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 69dB、夜 69dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70dB・65dB）

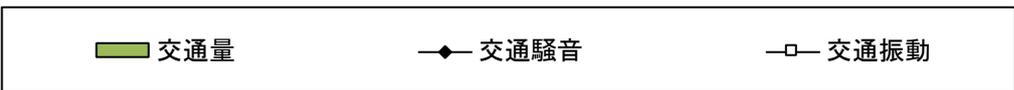
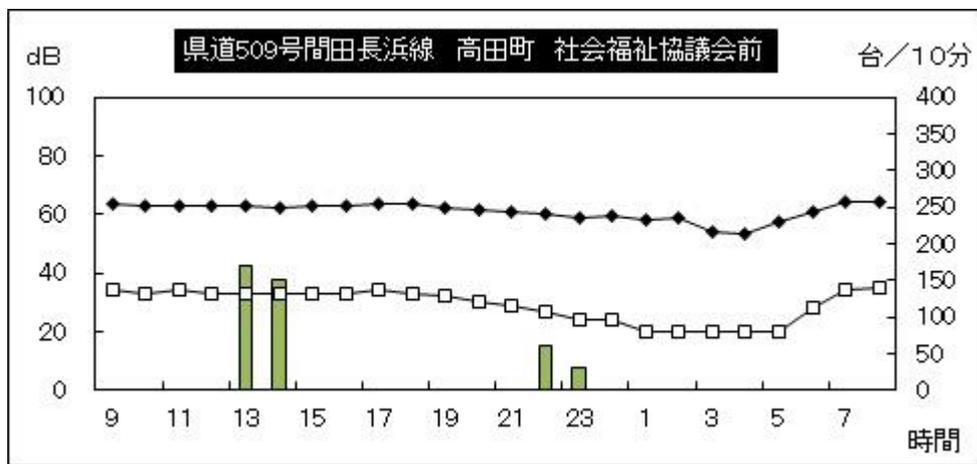
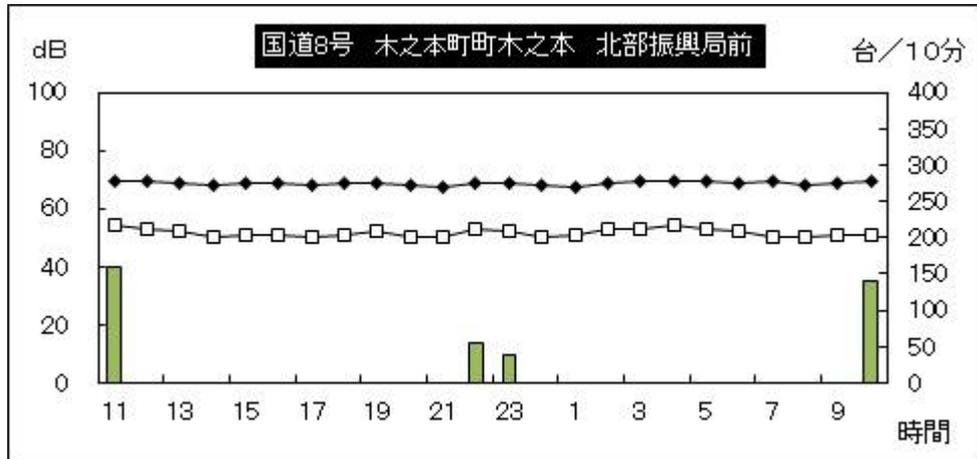
を夜の時間区分で満足していませんでした。しかし、自動車騒音要請限度（75dB・70dB）については昼と夜の両方の時間区分で基準以内の数値でした。

この騒音測定結果を元に木之本町千田の交差点から、西浅井町塩津浜の交差点までの沿線住居について、環境基準の達成状況を推測する面的評価を行ったところ、騒音環境基準の達成率は72.4%となり、27.6%は、夜間の環境基準を超過していました。振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 51dB、夜 52dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 150台/10分、夜 46台/10分で日中は概ね交通量が多く、20時以降で減少傾向が見られました。

#### ②県道509号間田長浜線

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 63dB、夜 58dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の両方の時間区分で満足していました。自動車騒音要請限度（75・70）についても、昼と夜の両方の時間区分で満足していました。振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 33dB、夜 22dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 160台/10分、夜 46台/10分で、国道8号と同等の交通量ですが、大型自動車の割合が低くなっています。





### (3) 交通騒音振動調査結果

平成28年2月22日(月)～2月23日(火) 国道8号 木之本町千田 長浜市役所北部振興局前

測定時刻	騒音レベル			振動レベル			交通量						大型混合率 (%)	2輪混合率 (%)		
	Leq	Lmax	L50	L10	L50	L90	北行き(台/10分)			南行き(台/10分)					交通量合計 (台/10分)	
							大	小	二	大	小	二				
昼	11:00	70	82	66	54	40	28	25	62	1	20	53	1	159	27.4	0.6
	12:00	69	90	65	53	37	25									
	13:00	69	101	65	52	37	26									
	14:00	68	99	64	50	36	25									
	15:00	69	82	65	51	36	26									
	16:00	69	94	65	51	35	25									
	17:00	68	97	64	50	35	24									
	18:00	69	99	64	51	35	23									
	19:00	69	84	63	52	32	20									
	20:00	68	82	59	50	28	20									
	21:00	68	86	55	50	25	20									
夜	22:00	69	86	55	53	27	20	18	13	0	7	19	0	55	41.8	0
	23:00	69	87	54	52	24	20	12	6	0	8	12	0	37	51.4	0
	0:00	68	87	52	50	21	20									
	1:00	68	85	48	51	21	20									
	2:00	69	86	51	53	25	20									
	3:00	70	85	54	53	27	20									
	4:00	69	85	54	54	28	20									
	5:00	70	86	55	53	28	20									
	6:00	68	86	58	52	30	20									
	7:00	69	85	65	50	35	25									
	8:00	68	102	64	50	36	24									
9:00	69	94	65	51	36	26										
10:00	69	95	65	51	39	28	23	56	1	11	52	0	141	23	0.4	
昼	69	91	63	51	35	24	24	59	1	15	53	0	150	25.3	0.5	
夜	69	86	53	52	25	20	15	10	0	7	16	0	46	45.7	0	

平成28年2月22日(月)～2月23日(火) 県道509号間田長浜線 高田町 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会前

測定時刻	騒音レベル			振動レベル			交通量						大型混合率 (%)	2輪混合率 (%)		
	Leq	Lmax	L50	L10	L50	L90	北行き(台/10分)			南行き(台/10分)					交通量合計 (台/10分)	
							大	小	二	大	小	二				
昼	9:00	64	90	61	34	26	20									
	10:00	63	90	61	33	25	20									
	11:00	63	78	60	34	25	20									
	12:00	63	93	60	33	25	20									
	13:00	63	81	60	33	26	20	3	75	1	4	86	2	169	3.9	1.2
	14:00	63	78	60	33	26	20	3	73	1	4	73	0	151	3.6	0.3
	15:00	63	89	60	33	25	20									
	16:00	63	82	60	33	25	20									
	17:00	64	82	61	34	26	20									
	18:00	63	83	61	33	24	20									
	19:00	62	79	60	32	23	20									
	20:00	62	82	58	30	20	20									
	21:00	61	90	56	29	20	20									
	夜	22:00	60	88	52	27	20	20	0	34	1	0	26	0	60	0
23:00		59	76	48	24	20	20	0	14	0	0	17	0	31	0	0
0:00		59	77	48	24	20	20									
1:00		58	79	45	20	20	20									
2:00		59	83	44	20	20	20									
3:00		54	79	43	20	20	20									
4:00		53	74	43	20	20	20									
5:00		57	83	46	20	20	20									
6:00		61	79	52	28	20	20									
7:00		64	90	60	34	24	20									
8:00	64	82	61	35	26	20										
昼	63	84	59	33	24	20	2	74	1	4	79	1	160	3.8	0.8	
夜	58	80	46	22	20	20	0	24	0	0	21	0	46	0	0.5	

### (4) 北陸自動車道騒音調査結果

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を下回りました。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありませんでした。

(5) 北陸自動車道騒音調査結果

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
宮司町	10:47	10分間	61	62	62	59	56	56
	18:17	10分間	60	63	62	60	57	57
	23:02	10分間	59	62	61	58	55	53
南田附町	10:47	10分間	61	65	64	59	55	53
	17:59	10分間	59	63	62	59	56	54
	22:49	10分間	59	63	62	58	54	53
加納町	10:32	10分間	62	67	65	59	55	55
	17:37	10分間	61	66	65	60	55	54
	22:35	10分間	60	67	64	55	49	48
榎木町	10:13	10分間	59	63	62	58	54	53
	17:12	10分間	59	62	61	58	55	54
	22:19	10分間	57	61	60	56	51	49
湖北町留目	9:53	10分間	59	64	63	57	52	51
	16:47	10分間	61	65	64	60	56	55
	21:58	10分間	59	64	62	57	54	53
高月町柏原	9:12	10分間	53	57	56	53	49	47
	16:18	10分間	56	59	58	55	51	50
	21:34	10分間	56	60	59	56	52	51

※測定結果は幹線交通  
を担う道路に面する  
地域にて測定したも  
のです。

測定場所	測定時刻	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
		LAeq	LA50								
宮司町	9~11時台	57	56	56	54	56	56	57	57	61	59
	15~18時台	58	56	58	57	57	56	59	58	60	60
	22~0時台	57	55	57	56	60	59	59	58	59	58
	昼	57	56	57	56	58	57	58	58	61	60
	夜	57	55	57	56	60	59	59	58	59	58
南田附町	9~11時台	57	56	55	53	57	56	58	57	61	59
	15~18時台	56	55	60	60	57	57	59	59	59	59
	22~0時台	56	55	57	56	61	61	59	58	59	58
	昼	56	56	57	56	58	58	59	58	60	59
	夜	56	55	57	56	61	61	59	58	59	58
加納町	9~11時台	61	58	61	57	62	60	63	60	62	59
	15~18時台	62	60	61	59	61	59	63	61	61	60
	22~0時台	61	56	61	56	62	58	63	59	60	55
	昼	62	59	61	57	62	59	63	61	62	60
	夜	61	56	61	56	62	58	63	59	60	55
榎木町	9~11時台	57	56	57	56	57	56	58	58	59	58
	15~18時台	57	56	58	58	56	55	61	61	59	58
	22~0時台	57	56	57	56	57	56	60	59	57	56
	昼	57	56	58	57	57	56	60	60	59	58
	夜	57	56	57	56	57	56	60	59	57	56
湖北町留目	9~11時台	59	58	59	57	60	58	60	58	59	57
	15~18時台	58	56	59	58	59	58	63	63	61	60
	22~0時台	58	56	58	56	60	57	61	59	59	57
	昼	59	57	59	57	60	58	62	61	60	58
	夜	58	56	58	56	60	57	61	59	59	57
高月町柏原	9~11時台	59	58	63	60	63	60	65	62	53	53
	15~18時台	58	56	65	64	63	61	66	65	56	55
	22~0時台	58	56	62	59	62	59	66	64	56	56
	昼	59	57	63	61	63	60	66	64	55	54
	夜	58	56	62	59	62	59	66	64	56	56

## (6) 交通量調査結果

測定場所：神田パーキング

測定時刻	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11:30	38	68	0	27	71	0
19:30	29	94	0	17	60	0
23:45	36	12	0	55	16	0

測定時刻	年度	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
		大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
9～11時台	22	29	109	0	40	66	0
	23	33	124	0	31	79	0
	24	22	80	0	22	127	3
	25	31	92	1	37	87	2
	26	44	96	1	17	117	0
	27	38	68	0	27	71	1
15～18時台	22	28	73	0	31	106	0
	23	36	87	2	26	113	2
	24	23	93	0	23	51	0
	25	26	161	0	22	72	0
	26	19	171	2	19	126	0
	27	29	94	0	17	60	0
22～0時台	22	44	15	0	33	18	0
	23	65	21	0	23	29	0
	24	37	12	0	30	23	0
	25	40	22	0	29	37	0
	26	19	47	0	36	62	0
	27	36	12	0	55	16	0
昼	22	25.5	91	0	35.5	86	0
	23	34.5	105.5	1	28.5	96	1
	24	22.5	86.5	0	22.5	89	1.5
	25	28.5	126.5	0.5	29.5	79.5	1
	26	31.5	133.5	1.5	18	121.5	0
	27	33.5	81	0	22	65.5	0.5
夜	22	44	15	0	33	18	0
	23	65	21	0	23	29	0
	24	37	12	0	30	23	0
	25	40	22	0	29	37	0
	26	19	47	0	36	62	0
	27	36	12	0	55	16	0

## (7) 評価

市内主要道路の騒音レベルは、一部で環境基準の超過を確認しましたが、要請限度は超えませんでした。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり、問題ないものと思われます。北陸自動車道交通騒音にかかる幹線道路に近接する空間については、環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）を下回っており、概ね問題ないものと思われます。

## 第5節 環境騒音調査結果

### (1) 調査地点

平成27年度は以下記の13地点を選定して測定しました。

No.	町名	施設名	都市計画区分
2	末広町	上田産業東の公園	工業地域
4	中山町	中山町会館東の公園	準工業地域
8	口分田町	口分田町会館	準工業地域
9	小堀町	グランド化学西の公園	第一種中高層住居専用地域
12	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	第一種低層住居専用地域
14	八条町	共同作業所北の広場	市街化調整区域
17	川道町	川道農村公園	市街化調整区域
19	三田町	公園（浅井雪寒基地付近）	非線引都市計画区域
22	田町	虎姫公民館駐車場	第二種住居地域
24	湖北町山本	山本区会議所前	非線引都市計画区域
27	高月町井口	井口地区会議所前	非線引都市計画区域
29	木之本町木之本	江北図書館駐車場	非線引都市計画区域
31	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	都市計画区域外



(2) 長浜市環境騒音測定一覧表

※測定値は等価騒音レベル (Leq) です。

※平成 20 年度、平成 21 年度は当該調査を実施していません。

都市計画区分	No.	地域	町名	施設名	環境騒音 類型	道路に面 する地域	平成19年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
							昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第一種低層住居専用地域	12	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	A	該当	45	49	46	50	-	-	-	-	51	37	-	-	45	45
第二種低層住居専用地域	1	長浜	相摸町	緑が浜会館東のモニュメント	A	該当	51	45	-	-	-	-	42	43	-	-	41	40	-	-
第一種中高層住居専用地域	9	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	A		46	46	50	42	-	-	-	-	47	41	-	-	48	42
第一種中高層住居専用地域	13	長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	A		46	42	-	-	41	37	-	-	-	-	39	36	-	-
第二種中高層住居専用地域	7	長浜	大成亥町	大成亥コミュニティセンター南東の公園	A		48	47	44	43	47	46	-	-	-	-	44	-	-	-
第一種住居地域	3	長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	B		45	41	-	-	43	39	-	-	44	41	-	-	-	-
第一種住居地域	10	長浜	室町	室町会館南の公園	B		45	43	-	-	42	42	-	-	47	45	-	-	-	-
第二種住居地域	22	虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	B		-	-	48	44	-	-	-	-	47	44	-	-	48	44
近隣商業	6	長浜	八幡東町	市役所東別館駐車場	C	該当	42	43	-	-	-	-	(近隣工事のため未測定)		-	-	45	39	-	-
商業地域	5	長浜	宮前町	稲荷神社	C	該当	49	44	-	-	46	39	-	-	-	-	45	40	-	-
準工業地域	4	長浜	中山町	中山町会館東の公園	C	該当	50	46	54	45	-	-	51	45	-	-	-	-	48	43
準工業地域	8	長浜	口分田町	口分田町会館	C	該当	48	42	-	-	-	-	-	-	47	42	-	-	45	42
工業地域	2	長浜	末広町	上田産業東の公園	C		47	47	42	41	-	-	40	40	-	-	-	-	43	38
市街化調整区域	11	長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	B	該当	46	52	-	-	-	-	44	49	-	-	44	36	-	-
市街化調整区域	14	長浜	八条町	共同作業所北の広場	B		44	48	45	47	-	-	42	40	-	-	-	-	47	44
市街化調整区域	15	長浜	東上坂町	東上坂会館	B		42	42	-	-	41	40	-	-	47	39	-	-	-	-
市街化調整区域	16	びわ	曾根町	曾根営農用拠点施設前駐車場	B		-	-	-	-	-	-	43	40	-	-	47	38	-	-
市街化調整区域	17	びわ	川道町	川道農村公園	B		-	-	49	41	-	-	-	-	44	38	-	-	41	36
市街化調整区域	18	びわ	富田町	あじさいホール駐車場	B		-	-	-	-	44	35	-	-	-	-	40	36	-	-
非線引都市計画区域	19	浅井	三田町	公園(浅井雪寒基地付近)	C		-	-	47	48	-	-	47	46	-	-	-	-	44	42
非線引都市計画区域	20	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	B		-	-	-	-	44	48	-	-	46	42	-	-	-	-
非線引都市計画区域	21	浅井	小野寺町	子ども広場	B		-	-	-	-	-	-	38	38	-	-	39	36	-	-
非線引都市計画区域	23	湖北	湖北町速水	湖北町社会体育館駐車場	B		-	-	-	-	42	42	-	-	-	-	40	40	-	-
非線引都市計画区域	24	湖北	湖北町山本	山本区会議所前	B		-	-	40	36	-	-	37	40	-	-	-	-	40	36
非線引都市計画区域	25	湖北	小谷丁野町	旧丁野公民館	B		-	-	-	-	49	44	-	-	45	42	-	-	-	-
非線引都市計画区域	26	高月	高月町高月	旧高月町南公民館グランド	B		-	-	-	-	-	-	47	45	-	-	44	40	-	-
非線引都市計画区域	27	高月	高月町井口	井口地区会議所前	B		-	-	41	41	-	-	-	43	40	-	-	47	39	
非線引都市計画区域	28	高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	B		-	-	-	-	43	40	-	-	-	-	37	35	-	-
非線引都市計画区域	29	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	C		-	-	43	42	-	-	47	47	-	-	-	-	45	42
都市計画区域外	30	余呉	余呉町中之郷	鉛乗比古神社境内	B		-	-	-	-	51	48	-	-	-	-	49	47	-	-
都市計画区域外	31	西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	B		-	-	-	-	-	-	43	37	-	-	-	-	44	36
都市計画区域外	32	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	B		-	-	48	48	-	-	-	42	40	-	-	-	-	
環境基準を超えた地点数							0	4	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0

### (3) 評価

「騒音に係る環境基準について」(平成 10.9.30 環告 64)に基づき評価しました。  
環境基準値は次のとおりです。

#### 環境基準値

地域類型	昼間	夜間
A および B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

\* 時間区分

昼間：6:00～22:00

夜間：22:00～翌 6:00

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### 道路に面する地域の環境基準値

地域の区分	昼間*	夜間*
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

すべての測定地点において昼間、夜間ともに環境基準を満足していました。  
経年変化では、全体的に改善が見られています。

## 第2章 環境行政のあゆみ

### ●昭和30年代まで一産業公害問題の顕在化

- ・戦前にも足尾銅山での鉱毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。
- ・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。
- ・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中心に進められました。

### ●昭和40年代—環境行政の基盤づくり

- ・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。
- ・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のスローガンで進められた大規模な自然地域の開発問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。
- ・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。また、この時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。
- ・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基礎が築かれました。

### ●昭和50年代—公害問題要因の変化と規制政策からの転換

- ・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者には原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。
- ・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。
- ・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められる地球環境問題時代へ先

駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

## ●昭和 60 年代～平成初期－アメニティ・地球環境への広がり

### 【アメニティ】

・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。

・これは 52 年の OECD レポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは 50 年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。

・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。

・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後アメニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

### 【地球環境】

・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成 4 年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。

・国内では、昭和 63 年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ 21 国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。

・滋賀県では、アジェンダ 21 滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。

・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成 3 年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われました。

## ●現在－共生・循環への実践的な取り組みの開始

・COP3 京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。

・滋賀県では、平成 8 年に環境基本条例、平成 9 年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として

住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置付けられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、ISO14001 認証取得などが行われています。

・長浜市では、平成 11 年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成 11 年 7 月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成 13 年 3 月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成 20 年 4 月からエコオフィス活動をとおして、環境配慮の取り組みを実践しています。

## 第3章 長浜市環境基本計画について

### 第1節 計画のめざすもの

#### (1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定（見直し）の背景と趣旨

長浜市では、平成13年3月に、旧長浜市において「ながはま環境まちづくりプラン21」を策定して以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめてきました。

また、この間にも、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少により生物の多様性が失われつつあることなど種々の環境問題が生じており、地球温暖化にともなう気候変動の顕在化など、地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

さらに、平成18年2月には、市町合併により対象となる市域が拡大するなど、長浜市を取り巻く環境も変化しており、計画の再構築が必要になってきました。

そこで、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、これまでの計画を見直し新たに策定したものです。

なお、本市は平成22年1月にも市町合併を行い、さらに平成25年度には計画中間年度として社会情勢の変化を施策等に反映する必要が生じたので、その度ごとに計画の中身を精査して見直しを行っております

#### (2) 計画の枠組み

##### ■目的・性格

- ・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。
- ・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

##### ■位置づけ

- ・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。
- ・この計画は、長浜市基本構想におけるまちづくりの基本目標「住み良さが実感でき、自然を慈しむまち」の実現に向け、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的な指針となるものです。

## ■対象

### 1. 対象の分野

・本計画で対象とする環境の分野は、以下の5つの分野を対象としています。

分野	具体的な環境の要素
自然環境	山林・里山(里地)・河川・琵琶湖などの自然、農地、動植物など
生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染など
循環	資源、エネルギー、廃棄物、バイオマス、水循環など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネなど
快適な環境	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、バリアフリー

### 2. 対象の地域

・対象地域は、長浜市の行政区域全域（680.79K m<sup>2</sup>）を基本とし、長浜市だけでは解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

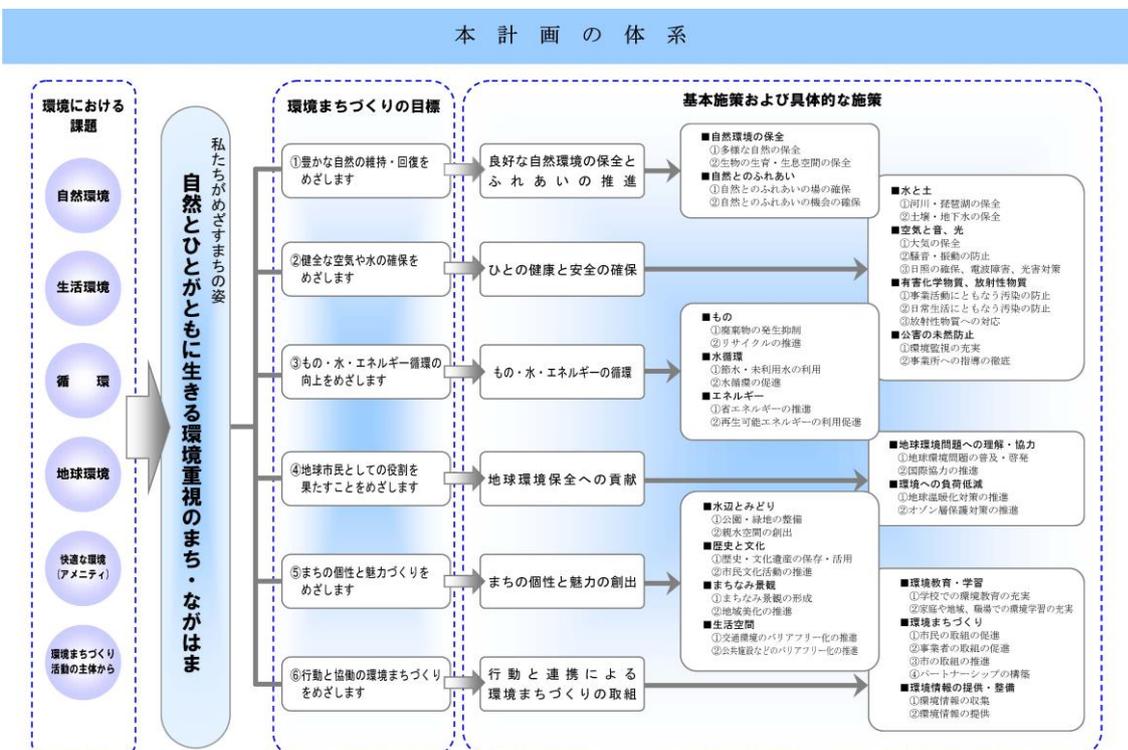
### 3. 主体

・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

## ■計画の期間

・計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

## ■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系



## 第2節 計画をどのように推進するのか

### (1) 推進体制の枠組

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

#### ●環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

#### ●長浜エコネットワーク協議会

長浜エコネットワーク協議会は、市民・事業者・市・民間団体などから構成され、環境保全に向けた実践的な取組の企画・実施（普及啓発イベントの開催等）や各主体間、団体間の連携・情報共有の場となります。そして、協議会は、市民に広く環境情報の発信を図るとともに、主体的な活動の輪をひろげていく役割を担っています。

【長浜エコネットワーク協議会の構成団体数 目標値：20 団体 H27 実績：16 団体】 (環保)

#### ●広域的な連携体制

河川や琵琶湖、山地などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

### (2) 推進体制

#### ●進行管理の基本的な考え方

本計画に示した施策の実行性を確保するため、進行管理は重要な位置付けにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな処置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、本計画を進行は、環境管理システムの基本的なサイクル（PDCA）にのっとり形で管理していくこととします。

#### ●計画の進捗状況の把握と公表

PDCA サイクルに基づき、計画の進行状況を把握・管理しこれらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し改善点を見出して速やかな処置を講じていきます。

また、調査した結果は、年次報告書としてとりまとめ、環境審議会に報告するとともに市民へ公用します。環境審議会では報告された内容を検証して、次年度以降の活動計画の見直しや環境基本計画そのものの見直しに活用します。

#### ●計画の進捗状況の把握（環境指数）について

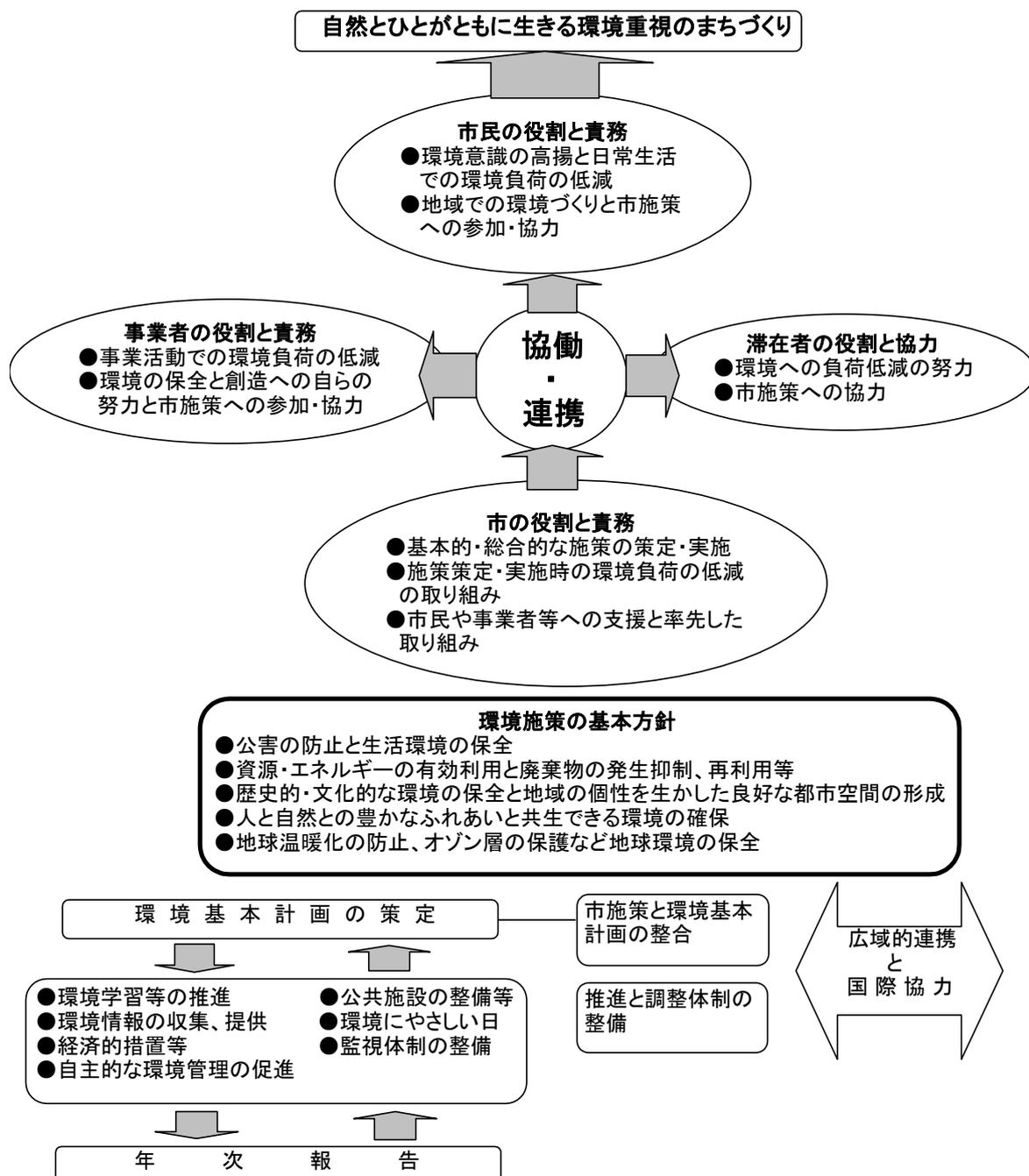
計画の進捗状況は、各施策の進行状況管理を行うとともに、基本目標の達成度評価のために設定する環境指数によって評価します。

## 第4章 環境の保全と創造に関する条例等

### 第1節 長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」を制定しました。

#### 長浜市環境基本条例の概念図



# 長浜市環境基本条例

---

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 90 号

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにあるおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切に作る人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### (定義)

第 2 条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

### **（基本的な考え方）**

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければなりません。

3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

### **（市の役割と責務）**

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。

3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

### **（市民の役割と責務）**

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

### **（事業者の役割と責務）**

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

### **（滞在者の役割と協力）**

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

## **第2章 基本的な方針**

### **（環境施策の基本方針）**

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進し

なければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

### 第3章 実現のための方策

#### (市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

#### (広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

#### (環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

#### (環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

#### (環境配慮指針)

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

#### (年次報告)

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

### 第4章 推進のための施策

#### (環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

#### (環境情報の収集、提供)

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮

しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

#### **（経済的措置等）**

第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

#### **（自主的な環境管理の促進）**

第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

#### **（公共施設の整備等）**

第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

#### **（環境にやさしい日）**

第20条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

#### **（監視体制の整備）**

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

## **第5章 環境審議会**

### **（環境審議会）**

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、長浜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創造に係る基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること
- (3) その他環境の保全と創造に係り、市長から意見を求められた事項

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。

4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に係り、必要な事項は、市長が定めます。

## **第6章 雑則**

### **（推進と調全体制の整備）**

第 23 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。

(委任)

第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行します。

## 第 2 節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

### 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 92 号

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）および容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 10 年湖北広域行政事務センター条例第 2 号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(2) 減量 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。

(3) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。

(4) 再生資源 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する再生資源をいう。

(5) センターの処理施設 センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

#### **(市、市民および事業者の相互協力)**

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

#### **(市の責務)**

第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければならない。

#### **(市民の責務)**

第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

#### **(事業者の責務)**

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施策および市民の活動に協力しなければならない。

## **第2章 廃棄物の減量等**

### **(施策の推進)**

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

### **(市の取組み)**

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう努めるものとする。

### **(資源回収活動への参加等)**

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

### **(再生資源等の使用)**

第10条 事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

### **(環境保全型製品の普及)**

第11条 事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、または再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）

の製造または加工に努めなければならない。

2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

3 市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

#### **（容器および包装の適正化等）**

第12条 事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

### **第3章 一般廃棄物の適正処理**

#### **（一般廃棄物の自己処理基準）**

第13条 市民、事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項または第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

#### **（排出基準等）**

第14条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

#### **（排出等の禁止物）**

第15条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。

（1）有害性のある一般廃棄物

（2）危険性のある一般廃棄物

（3）爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物

（4）著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）

（5）前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

#### **（適正処理困難物に係る事業者の協力）**

第16条 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物（以下「適

正処理困難物」という。)となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

#### (ごみ集積所)

第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所(以下「ごみ集積所」という。)に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準(以下「ごみ集積所の基準」という。)に適合するものでなければならない。

3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

#### (一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければならない。

#### (多量排出事業者に対する指示)

第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画(以下「一般廃棄物減量計画」という。)の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出しなければならない。

### 第4章 環境の美化

#### (施策の推進と協力)

第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

2 市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。

3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

#### (清潔の保持)

第 22 条 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

#### **（廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等）**

第 23 条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定に該当する場合であつて、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

#### **（土地の適正管理）**

第 24 条 土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

### **第 5 章 環境推進員**

#### **（環境推進員）**

第 25 条 市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

### **第 6 章 雑則**

#### **（指導および助言）**

第 26 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

#### **（立入調査等）**

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### **（勧告）**

第 28 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講

すべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。

(2) 土地または建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

#### (公表)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

(2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。

(3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告を行ったとき。

(4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

#### (委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(平成11年長浜市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 第3節 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」の内容を見直し、それまで規定されていた飲料容器と吸殻等の散乱やふん害の防止の禁止事項以外に新たに「たんつばの吐き捨て」「落書き」「路上喫煙」「深夜花火」「犬の引き綱制御」「土地の適正な管理」を規定し生活環境全般に禁止規定を拡大しました。このことにより、さわやかで清潔なまちづくりを市、市民等及び事業者と滞在者が互いに協働・連携しながら快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的に条例を制定しました。

## 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

---

平成20年3月24日

条例第2号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内に勤務し、通学し、又は滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えがら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、湖岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (8) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を関係機関と連携して推進しなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、互いに協力し合い自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を行った者に対して、条例の趣旨を理解されるよう注意や助言をすることができる。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等

### (飼い犬の管理)

第6条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所等において移動させるときは、人の生命財産に害を与えないように常に引き綱等により制御しなければならない。

### (ふんの放置及び投棄の禁止)

第7条 動物を飼養し、又は保管する者は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

### (空き缶等の放置及び投棄の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等を公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければならない。

3 公共の場所において、行催事を開催した者は、開催場所及びその周辺を清掃しなければならない。

### (喫煙の規制等)

第9条 市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸い殻入れを持つようにする等、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

### (路上喫煙の禁止)

第10条 市民等は、第11条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

### (路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

### (路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

### (回収容器の設置及び管理)

第13条 市内において、自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならない。

### (土地の管理)

第14条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなけ

ればならない。

**(たんつばの吐き捨て禁止)**

第 15 条 市民等は、公共の場所等で、みだりにたんつばを吐き捨ててはならない。

**(落書きの禁止)**

第 16 条 市民等は、公共の場所等に落書きしてはならない。

**(落書きの消去の要請)**

第 17 条 市長は、落書き（公共の場所にされた落書きに限る。）が放置され、著しく周辺の環境を損なうおそれがあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

**(深夜花火の禁止等)**

第 18 条 市民等は、深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。）に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で花火をしてはならない。

2 公共施設の管理者は、深夜花火の禁止のための啓発及び指導を行うものとする。

**第 3 章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等**

**(防止協定)**

第 19 条 市長は、空き缶等の放置及び投棄の防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について、防止に関する協定の締結を求めることができる。

- (1) 空き缶等の放置及び投棄の防止の啓発に関する事項
- (2) 放置及び投棄された空き缶等の清掃に関する事項
- (3) その他防止に関して必要な事項

**(美化推進地域)**

第 20 条 市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 20 号）第 11 条の規定により美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等及び事業者への啓発、美化活動の支援その他必要な措置を講じるものとする。

**第 4 章 雑則**

**(立入調査)**

第 21 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、その必要とする場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**(指導)**

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

(1) 第 6 条の規定に違反して、その飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所等において移動させた者

- (2) 第7条の規定に違反して、ふんを放置し、又は投棄した者
- (3) 第8条の規定に違反して、空き缶等を放置し、若しくは投棄した者、公共の場所において宣伝物等を回収しない者又は行催事後に清掃しない者
- (4) 第10条の規定に違反して、路上喫煙をした者
- (5) 第13条の規定に違反して、回収容器を設置せず、若しくはこれを適正に管理しない者又はその周辺の清掃をしない者
- (6) 第14条の規定に違反して、その所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

**(勧告)**

第23条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、その指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

**(命令)**

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受け、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

**(公表)**

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その命令内容の一部を公表することができる。

**(委任)**

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**第5章 罰則**

**(罰則)**

第27条 第7条、第8条第1項又は第10条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、2万円以下の罰金に処する。

2 配布した宣伝物等の回収、同条第3項又は第13条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

**(両罰規定)**

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

**附 則**

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

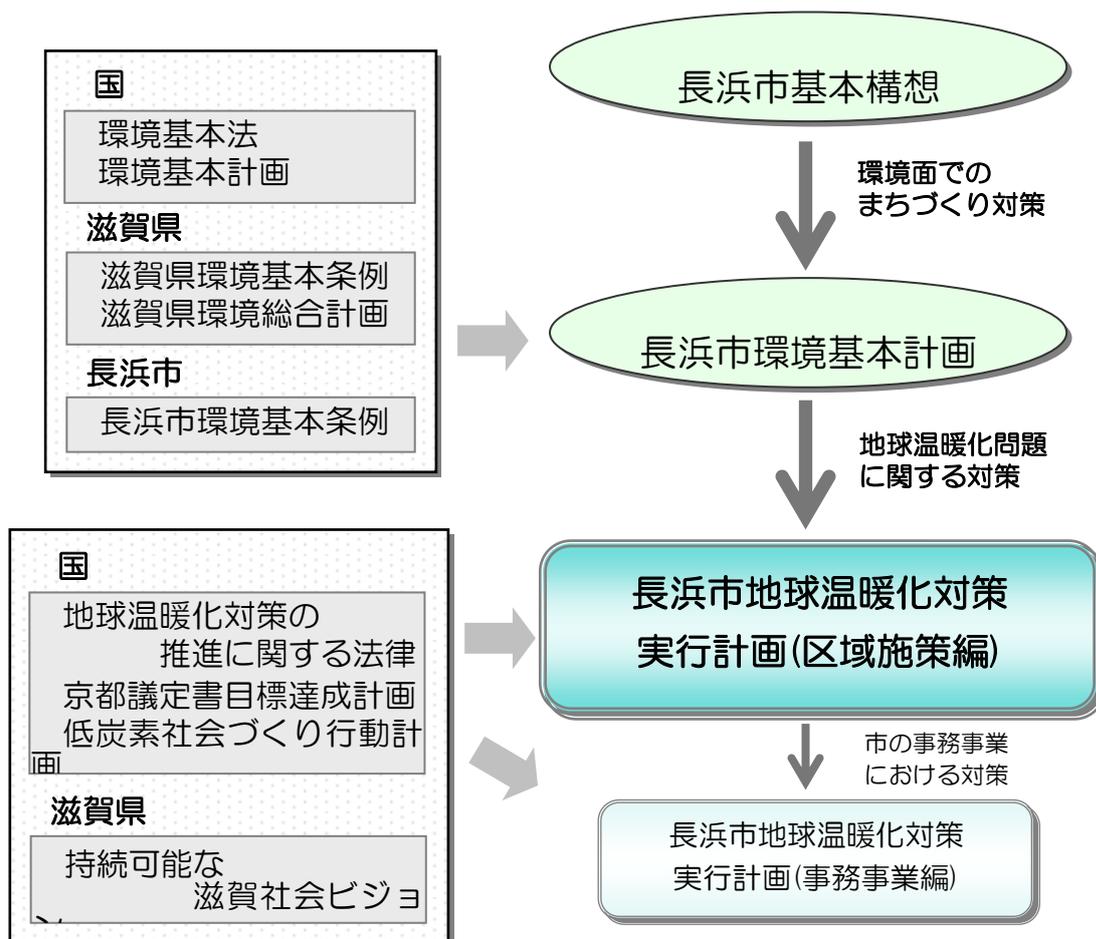
#### 第4節 長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「京都議定書目標達成計画」では、地球温暖化対策は市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割に応じ、温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが不可欠であるとし、地方公共団体においても、地域の特性に応じた対策の実施、率先した取組の実施、地域住民などへの情報提供と活動推進、などの役割が期待されています。

このことを踏まえ、本市における地球温暖化対策に関する方針を示すとともに、対策を総合的、計画的に推進することを目的とし、「長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

また本市では、長浜市環境基本条例に基づき、2001年3月に環境基本計画を策定し、各環境政策に取り組んでいます。

このため、本計画を下図に示すような位置づけとし、環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持たせるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に定める施策の立案として位置づけています。



### (1) 計画の期間

本計画の期間は、2011年度から2020年度の10年間とします。

また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりとします。

○ 基準年度 : 1990年度

⇒ 京都議定書に準拠（2005年度からの推移についても併せて表記）

○ 目標年度 : 2020年度（中期的な目標）および2050年度（長期的な展望）

⇒ 国の中期目標年度および長期目標年度に準拠

### (2) 計画の対象範囲

本計画は市域全域を対象とし、すべての市民、事業者と市を対象とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスおよびその対象分野は、以下のとおりとします。

- 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) : エネルギー起源CO<sub>2</sub>分野（産業・民生業務・民生家庭・運輸部門）  
    廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）  
    吸収源分野（森林などによる吸収）
- メタン (CH<sub>4</sub>) : 廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）
- 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O) : 廃棄物分野（廃棄物部門）（一般廃棄物）



## 第5節 長浜市再生可能エネルギー利活用方策

長浜市は、平成23年度に地球温暖化対策実行計画を策定して、地球環境を保全するために、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。一方で、東日本大震災以降、「集中型電源」から「自立・分散型」電力供給システムへの転換が求められるようになり、全国的に再生可能エネルギー導入の機運が高まりをみせました。そのため、滋賀県でも滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランが策定されています。

これらのことを踏まえ、長浜市が推し進めるべき再生可能エネルギー施策を検討するために、平成24年度に長浜市再生可能エネルギー利活用方策の策定を行いました。

### (1) 利活用方策の目的

- 安全で永続的に利用できるエネルギーの推進
- 地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築
- 地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの排出削減

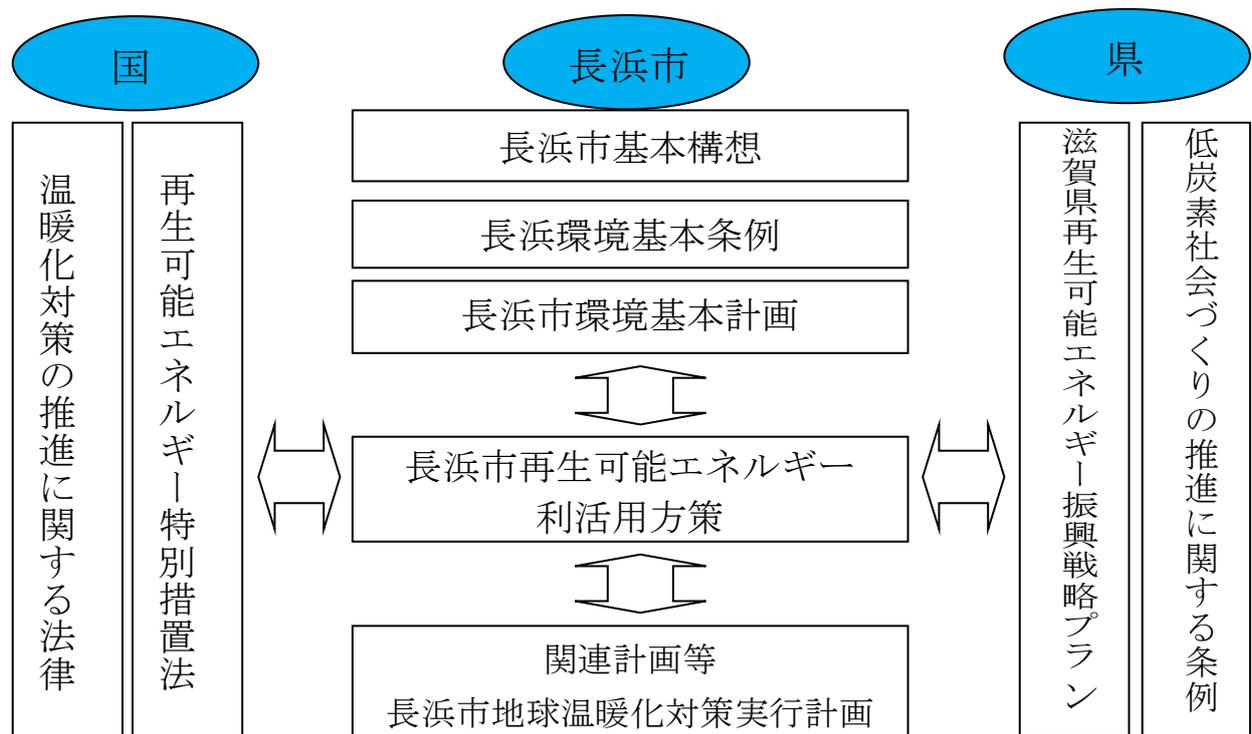
### (2) 方策の対象期間

本方策の対象期間は、平成25年から平成32年までの8年間とします。

### (3) 方策の対象範囲

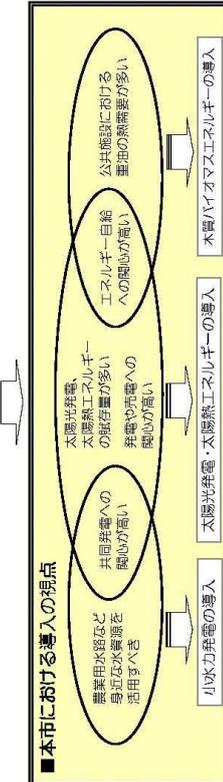
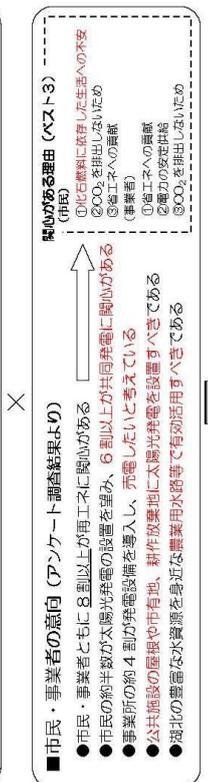
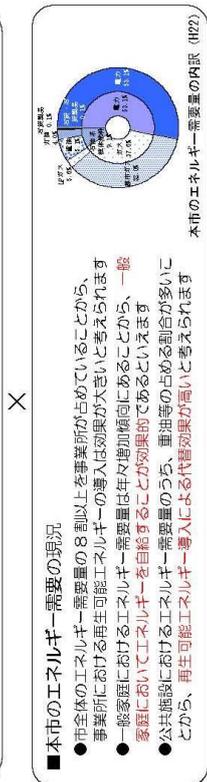
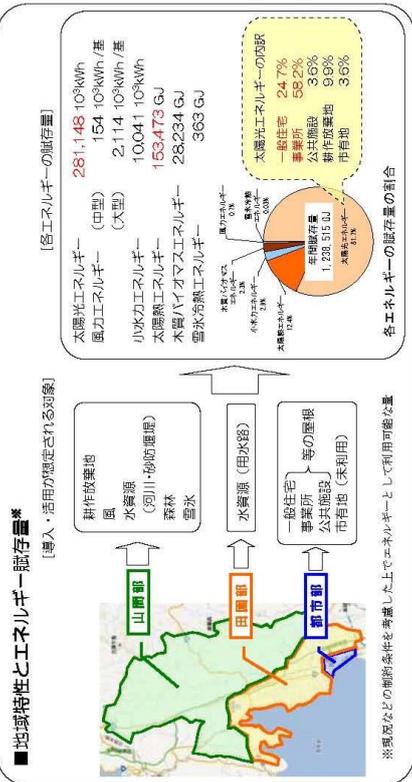
本方策は長浜市全域を対象とします。

<利活用方策の位置付け>



## 本市の現状

再生可能エネルギーを取り巻く本市の現状は以下の通りです。この結果を踏まえた本方策の目標等を次頁に示します。

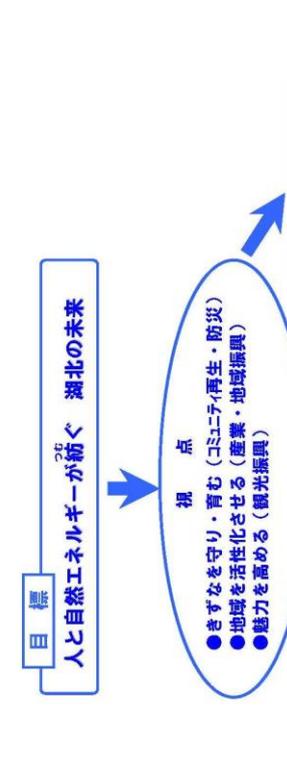


2

## 本方策の目標と実現に向けた取組

自然の恵み(再生可能エネルギー)を地域防災対策、地域活性化に向けたひとつのツールと捉え、先人が守り、伝えてきた自然や史跡などの地域資源や地域の産業とつなげ、活用していきます。これにより、人との絆を強め、地域の魅力を高め、地域の活性化につなげることで、将来に渡って市民が安心して生活できる長浜市を目指します。

以上の点から、次の目標を設定し、以下の3つの視点を基に取組を実施していきます。



● 公共施設への太陽光発電システム設置状況(予定含む)

設置年度	設置施設	出力 (kW)
平成9年	児童文化センター	10.0
平成11年	クリスタルプラザ	10.0
平成12年	長浜小学校	20.0
平成13年	びわ湖記念こども園	1.4
平成14年	湖川コミュニティ交流センター	10.0
平成21年	湖日小学校体育館	19.8
平成21年	長浜小学校体育館	43.5
平成21年	小浜小学校体育館	15.5
平成25年	ながはまフェリス学院	15.0
平成25年	(仮称)遊水地管理棟	10.0
平成25年	新庁舎(備上)	50.0
平成25年	新庁舎(ツルノ)	15.2

● 公共施設屋根貸し太陽光発電システム設置状況(予定含む)

設置年度	設置施設	出力 (kW)
平成25年	長浜小学校体育館	46.0
平成25年	旧庁舎	数量予定

3

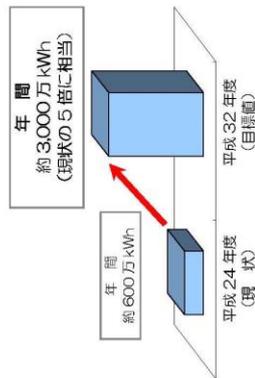
## 導入数値目標

### ■導入数値目標の考え方

本市における再生可能エネルギー利用可能状況等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入数値目標は以下のように設定します。

《長浜市における再生可能エネルギー導入数値目標》

再生可能エネルギー量を2020年までに  
5倍(3,000万kWh)に増やす(平成24年度比)



### ■平成32年度における導入数値目標

平成32年度時点での数値目標を事業別に以下のとおりを設定します。

再生可能エネルギー導入数値目標：3,000万kWh

### 再生可能エネルギー導入推進事業

事業名	導入数値目標 (kWh)
再生可能エネルギー発電施設導入促進事業	2,240万kWh
屋根貸し事業(公共施設、民間施設)	※
再生可能エネルギーフリー事業	※
太陽光発電普及促進事業	200万kWh
小水力発電事業	※
森林バイオマス木質チッププロジェクト	600万kWh
バイオマス燃料利用促進事業	※

※燃料利用促進・普及事業  
※森林、樹木取除の事業であるため、目標値は特に定めていない。

### 湖北の恵み活用構想

連携

目標値の内訳と目標実現に向けた連携のイメージ

### 電線の郷プロジェクト

太陽光、小水力を利用し、市内に再生可能エネルギー導入による個別電源を確保します。発電したエネルギーは、導入設備、目的に応じて自家消費・余剰売電、全量売電を使い分けて活用します。

#### ①再生可能エネルギー発電施設導入促進事業

【目的】民間を対象とした太陽光発電など発電設備への既存補助制度を拡充するとともに、公共施設への太陽光発電設備等の導入を促進し、市内における再生可能エネルギーの普及を図ります。

【事業概要】民間には再生可能エネルギー導入支援対象を企業まで拡大するとともに、支援手法を検討し、最適なメニューを導入します。公共施設には再生可能エネルギー導入にかかるとともに、これに基づいて取組を進めていきます。

#### ②市民共同発電事業

【目的】太陽光、小水力の導入を市民参加型のソーシャルビジネスとして取り組むことで、再生可能エネルギーの普及、経済意識の密着、地域経済の振興に貢献します。

【事業概要】個人での設備導入が困難な市民が取組に参加できる環境の整備、市内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、市が市民共同発電の制度構築、普及に努め、持続的に制度が普及していく環境を整えます。

#### ③屋根貸し事業(公共施設、民間施設)

【目的】市内の建築物の屋根を活用し、太陽光発電の導入を促進するとともに、災害時における電源を確保します。

【事業概要】《公共施設》

屋根面積、構造、築年数等の条件を揃えた上で、民間に屋根等を貸し出します。

《民間施設(マツチン事業)》

「発電事業者」と太陽光発電設置用に貸付を希望する市内の「屋根」を募集し、

「屋根貸しビジネス」のマッチングを図ります。



#### ④再生可能地域セーフティ事業

【目的】自治会館など避難施設や避難場所となりうる施設に再生可能エネルギーを導入し、災害発生時における防災機能の強化を図ります。

【事業概要】避難施設や避難場所となりうる自治会館などの避難施設や避難場所に太陽光発電などの再生可能発電設備を導入し非常用電源を確保するとともに、太陽光パネル付き街路灯などの普及を通じて避難経路における安全性の向上を図ります。

#### ⑤大規模太陽光発電事業

【目的】市内の未利用地、耕作放棄地等を有効活用し、太陽光発電の導入を促進します。

【事業概要】市は、発電事業者を募集するとともに、太陽光発電の設置が可能な市内未利用地の情報の整理・登録・情報提供を行い、双方のマッチングを図ります。

## 推進事業

### ⑥小水力発電事業

【目的】  
市域内の河川および農業用水路を対象に小水力発電設備を設置し、発電した電力を売電あるいは周辺施設において自家消費することで、地域に賦存するエネルギーの有効活用を図ります。

#### 【事業概要】

市域内の河川および農業用水路を対象に小水力発電設備を設置し、発電した電力を売電あるいは周辺施設において自家消費することで、地域に賦存するエネルギーの有効活用を図ります。

#### 《河川》

平成24年度に余呉地域でピコ水力発電事業（1kW）の実証実験を行っており、この取組結果を踏まえ、今後市内の河川において導入を促します。

#### 《農業用水路》

湖北土地改良区中央幹線において平成26年度に発電機を設置予定であり、その運用データをもとに、発電機の導入を進めていきます。



農業用水路における発電工

### 森林バイオマス燃料利用プロジェクト

森林バイオマスを活用したエネルギー製造施設・需要施設整備を行います。

#### ⑦バイオマス燃料利用促進事業

【目的】  
市内の森林バイオマス等を固形燃料として加工し、ボイラー、ストーブ燃料として利用することでエネルギーの地産地消、地域の雇用創出、自然環境の保全に貢献します。

#### 【事業概要】

《燃料製造事業》  
市内事業者が木質燃料製造事業所を整備し、市内で搬出された木材等を利用して燃料製造・販売を行います。また、チップ製造施設など市外の既存事業所を活用した燃料加工手法についても検討します。

#### 《需要施設整備事業》

市は、率先的な取組として、市内公共施設に木質ペレットストーブを率先して導入するとともに、熱需要がある公共施設の新設や既存施設のボイラー更新の際、木質バイオマスボイラーの導入を行います。また、民間に対しては、ペレットストーブやボイラーの導入に際して補助による導入支援を行います。



チップ

ペレット

#### ⑧DME燃料利用調査・研究事業

#### 【目的】

市内の森林バイオマス等をDME燃料として加工し、軽油・LPG代替燃料としての利用を目指すとともに、エネルギーの地産地消、産業の活性化、地域の雇用創出、自然環境の保全に貢献します。

#### 【事業概要】

《燃料製造事業》  
民間事業者が主体となり、DMEガスの貯蔵、運搬、販売に向けた調査、研究を行います。

#### 《需要施設整備事業》

DME自動車、民間および公共施設における専用ボイラーの導入など、DME燃料の需要施設確保に向けた調査・研究を行います。

## 湖北の恵み活用構想

個別の再生可能エネルギーの導入と平行して、下に示す考えが、仕組みを取り込みながら進めることで、地域の活性化や産業振興につなげます。

### ①長浜型ツーリズム推進事業

#### 【目的】

既存宿泊施設や森校、古民家などを活用し、再生可能エネルギーを活用した体験型学習施設として活用します。

#### 【事業概要】

市内の宿泊施設について、太陽光発電やバイオマスボイラー、ペレットストーブ、新ストーブといった再生可能エネルギーを導入し、体験型施設としての活用を図ります。これによって、滞在者の環境やエネルギーに対する意識を啓発するとともに、本市の再生可能エネルギー活用や環境保全に向けた各種取組のPRを図ります。



市民家が残る伝統的風景

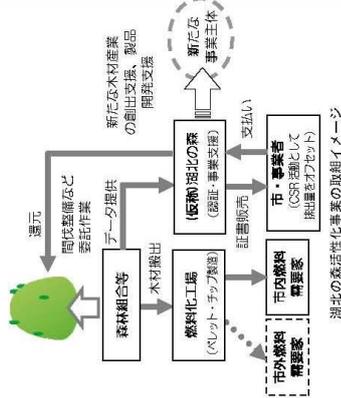
### ②湖北の活性化事業

#### 【目的】

市内の山林由来木質バイオマスの利用促進を通じて、市内における化石燃料の代替を進めるとともに、関連する産業の振興、山林環境保全に貢献します。

#### 【事業概要】

市内の山林から発生する木質バイオマスについて、燃料として加工し、地域内外での新たな需要を創出します。また、長浜市独自の森林認証制度を導入し、事業活動を通じて事業者による森林保全の取組を推進します。また、このほかにも関連する事業者による新たな木材利用製品の創出を図ります。



湖北の森林性化事業の取組イメージ

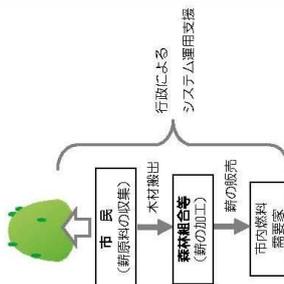
### ③木の駅プロジェクト推進事業

#### 【目的】

地域の森林資源を地域住民が自らの手で収集し、これを買取るシステムを構築することで森林資源の有効活用、地域経済の活性化、コミュニティの活性化等に貢献します。

#### 【事業概要】

閑散後の森林資源を市民自らが収集し、これを市内団体や事業者が買取り、販売を行います。これによって市内森林資源の収集・流通システムの構築、雇用創出、地域活性化を図ります。特に、長浜型ツーリズム推進事業を通じて導入される新ボイラーに対しては燃料供給を通じて、安定供給体制を構築し、その後市民への薪貯蔵や新たな薪ボイラー導入などを進めます。市は、事業推進に向けてワークショップ一併開催などシステム運用についての支援を行っていきます。



木の駅プロジェクト推進事業の取組イメージ

お問い合わせ先

長浜市 市民生活部 環境保全課 地域エネルギー振興室

TEL : 0749-65-6513 FAX : 0749-65-6571 [E-mail] energy@city.nasahama.lg.jp

## 用語の解説

### ア行

---

#### アメニティ

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気などトータルな環境の快適さのこと。

#### 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、石油、石炭等の硫黄を含む物質が燃焼することによって発生する。酸性雨、スモッグの原因物質のひとつ。二酸化硫黄は硫黄酸化物の典型的な例である。

#### 一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のこと。工場や事務所から排出されるものは、産業廃棄物として区分される。

#### エコオフィス

市役所が実施する事務事業及びサービスの中で、省エネルギーや省資源など環境負荷の低減に向けた取組を進めること。

#### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

#### 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙空間に放出されるべき熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。近年、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。

### カ行

---

#### カーボンニュートラル

植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないこと。ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。

#### 化学的酸素要求量（COD）

湖沼・海域の水質指標に適用される。BODの測定条件では計測できない有機物もあるため、化学的に酸素分解させ、その酸化剤の量を測定するもの。

#### 合併処理浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する浄化槽のこと。下水道の整備が計画されていない区域で小河川や地下水の汚染を防止するのに有効である。

#### 環境基準

環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁および騒音などから人の健康を保護し、環境を保全するのに維持されることが望ましい基準。

## 環境こだわり農作物

化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物について、県が「環境こだわり農産物」として認証したもの。

## 環境保全協定

事業者自らが、積極的に環境保全の取組を進めるため、事業者と市が締結する協定のこと。事業者は、環境法規制を遵守する旧来の環境管理から、地域環境、さらには地球環境へと、より高い環境目標に自主的に取り組むことが求められている。

## 間伐材

植林された杉や桧は、成長に伴い木々の間隔が狭くなる。そのため、陽光が入らなくなり、ひ弱な木になってしまうため、一部を計画的に伐採する。その作業のことを「間伐」と言い、その際伐採されたものが「間伐材」である。

## 景観形成重点区域

市民に好まれる場所や都市施設、観光・文化・交流施設が集積している場所、これまで景観整備などの取組を行ってきた場所など、特に良好な景観の形成が重要な場所や期待できる場所として、景観まちづくり計画で位置づけられた区域のこと。

## 光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質のこと。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物など植物にも影響を与える。

## 公共下水道

主として市街地の下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。耕作放棄地農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。

## サ行

---

### 里地（里山）

薪炭材や落葉等の堆肥を確保するため、自然林やアカマツ、クヌギ、コナラ等の雑木林などを人工的に改変・維持管理してきた、人里近くの低山や丘陵のことを里山という。原風景的な里山に、集落や商工業施設なども含めた地域のことを里地という。自然エネルギー有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーのこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを指す。

### 自然が有する浄化能力

河川などが汚濁された場合、時間の経過にともなって、もとの清澄な水域にもどる機能のこと。微生物による酸化、還元、物理的な作用としての沈殿、希釈拡散、化学的酸化作用などが因子として考えられる。

### 持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的

に発展することができる社会のこと。

### 自動車騒音要請限度

自動車による騒音が一定の限度を超えて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市長から公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることができる限度のことで、騒音規制法に規定されている。

### 循環型社会

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、または様々な形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

### 自立分散型エネルギー

供給される電力や熱源に頼らずに、電力や熱量を供給可能なサイトを点在させたエネルギーシステムのこと。太陽光発電システムに蓄電池を連結したものやペレットストーブなどがある。

### 森林吸収源対策

京都議定書の温室効果ガス 6%削減約束を達成するため、京都議定書目標達成計画において示されている施策のこと。6%のうち 3.8% (炭素換算で 1300 万 t) については、条件を満たした森林の CO2 吸収で賄うことが認められている。このため国は、森林整備などの取組を通じて吸収源確保を推進している。

### 水源かん養機能

地表面あるいは地中を流動している表流水や地下水に対し、河川や地下水の水量を枯渇しないように補給する働き（能力）のこと。都市化などにより、雨水の地下浸透が阻害されると、水源かん養機能が低下する。

### 生活排水

各家庭の台所、洗濯、風呂などからの排水のこと。生活排水は、下水道や合併浄化処理槽に接続されている場合し尿を含んだ排水とともに処理されているが、接続していない場合大部分が未処理のまま流されており、河川などの汚濁の原因となっている。

### 生態系

ある地域に住む全ての生物とその地域内の非生物的環境（岩など）をひとまとめにして、統一体としてとらえた概念のこと。

### 生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の水質指標に適用され、一般的に BOD の値が大きいほど、その水質は悪いとされる。微生物が 5 日間で消費した酸素の量を測定し、生物分解可能な有機物の指標とするもの。

### 生物多様性

すべての生物の間にみられる変異性を指す言葉で、生態系、種、遺伝子、それぞれのレベルでの変異性を含む総合的なものとして捉えられる。生物多様性の保全とは、生物とそれを取り巻く大気、水、土壌などの要素から構成される生態系の中で、様々な生物が相互の関係を保ちながら生きていくことができる状態を保全することを意味する。

## タ行

---

### ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめて、ダイオキシン類と定義している。ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物であり、ごみ焼却による燃焼などが主な発生源とされている。

### 大腸菌群数

水質検査で計測される大腸菌群は、人や動物に由来するふん便性のもの以外に、土壌や植物などの大腸菌群を検出するもの、

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

### 全窒素（T-N）

富栄養化の原因となる物質指標で、有機体窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の総量のこと。

### 窒素酸化物

物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素（N）と酸素（O<sub>2</sub>）が結びついて発生する一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）などの総称。特に二酸化窒素は、高濃度で人の呼吸器（のど、気管、肺など）に悪い影響を与える。発生源は、工場、火力発電所、自動車、家庭など多様である。

### 低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて、大気汚染や地球温暖化の原因となる二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量が少ないエネルギー（メタノール、天然ガス、水素、電気、ソーラーなど）を動力源とする自動車のこと。

### 低床バス

乗降口の段差がなく、車いすのしょうがい者など誰もが楽に乗り降りできるバスのこと。低炭素社会経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すもの。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存が温室効果ガスを大量に発生させていることから、気候変動を避けるため、低炭素社会への移行が求められている。このため、自然エネルギーやエネルギー効率の向上、断熱などによる無駄なエネルギー需要の削減など、様々な方策が考えられる。

### 都市公園

基本的には、都市計画において「都市施設」として定められた公園や緑地のこと。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

## ナ行

---

### 長浜学

長浜の今日までの変遷、町衆の姿など長浜のまちづくりの哲学について学ぶもの。

### 二酸化炭素

大気中に0.03%含まれており、大気中で4番目に多い成分。物質の燃焼等により発生する。人間の活動による二酸化炭素の急速な増加が地球温暖化の主要な原因であると考えられる。

## 農村下水道

公共下水道の設置が困難な農業集落などにおいて、地区単位で行われるし尿・生活雑排水処理施設のこと。

## ハ行

---

### バイオディーゼル燃料

バイオマスのうち、菜種油やひまわり油などの植物由来の油や、てんぷら油などの廃食用油からつくられるディーゼルエンジン用燃料。BDF と略す。燃焼によって CO<sub>2</sub> を排出しても、大気中の CO<sub>2</sub> 総量が増えないカーボン・ニュートラルであり、硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)がほとんど出ないなどの利点もある。

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。廃棄される紙、食品廃棄物、間伐材などさまざまなものがある。

### バリアフリー

障壁がないことを語源とし、障害がある人が社会生活を営む上で支障ないように、施設等を設計すること。また、そのように設計されたもの。

### PbO<sub>2</sub>法（二酸化鉛法）

硫黄酸化物を測定する方法のひとつ。昭和 44 年にいおう酸化物の環境基準が設定され、導電率法（1 時間を単位として結果が出る）が採用されるまで日本で広く使用された。

1 ヶ月程度の平均濃度を測定できること、測定が簡易なため多点測定が可能などの特徴がある。

### ビオトープ

ドイツ語の Bio（生物）と Tope（空間、場所）を組み合わせた造語で、本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。都市域では、学校内などにビオトープを造成し、環境教育の現場として活用される例も増えている。

### 富栄養化

窒素またはりんを含む物質が閉鎖性水域（琵琶湖）に流入し、藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴って水質が累進的に悪化する自然現象のこと。

### 負荷

人間の活動が環境に与える悪影響のこと。長浜市環境基本条例では、第 2 条第 2 項において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。

### 浮遊物質（SS）

小粒子状物質のことで、工場排水など人的な汚濁物質や農耕地等から流出する汚濁物質、自然由来の動植物プランクトン、有機物等を指す。SS の数値が高いとその水質は悪いといえる。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ぼこりなどの自然的に発生するものと、工場から出るほこり、燃料を燃焼したときに出る、すす等の人為的に発生するものがある。また、黄砂の影響で高い値が出ることがある

- ①浮遊粒子状物質（SPM） 直径が 0.01mm 以下の粒子の量を表す指標
- ②微小粒子状物質（PM2.5） 直径が概ね 0.0025mm 以下の粒子の量を表す指標

### 放射性物質

放射線を持つ出す能力のことを放射能といい、放射能を持っている原子（放射性核種という）を含

む物質を一般的に放射性物質という。地球上の天然物質（ウランやトリウムの鉱石）および人工物質（鉱石から精製したウランやトリウム）などが例にあげられる。

## 保存樹

「世の中の移り変わりをじっと見つめ、豊かな緑でわたしたちに潤いと安らぎをあたえてくれる」樹木。保存樹として指定し、保護育成し、子々孫々にまで守り伝えていこうとするもの。市民からの公募により、言い伝えのある木、小鳥が群がる大きな木、枝振りが見事な木などを対象としている。

## マ行

---

### 水循環

地球上の水は、太陽からのエネルギーを元に、海や陸地から蒸発し、雨として地表に降った水の一部は地中に浸透し、地下水になる。また一部は地表を流れ、河川水や海へ流出していく。このような大気、陸地、海の間での始めも終わりもない水の循環のこと。

### 未利用エネルギー

都市生活から出てくる廃熱やごみ処理の熱といった今まで利用されなかったエネルギーのこと。

## ヤ行

---

### 山門水源の森

ブナ、アカガシ、アカマツ、コナラ林などのほかに、この森に降った雨水がたまってできた山門水源がある。湿原はミズゴケを主とする高層湿原で約3万年の歴史をもち泥炭層は6mにも達している。豊かな自然生態系、貴重な植物、寒地性昆虫の宝庫でもあることから、全国から来訪者があるところ。

### 有害化学物質

人の健康または生活に係る被害を及ぼす恐れのある化学物質のこと。法律により指定され、取扱いを規制している。例えば、カドミウム、鉛、砒素など。

### ユニバーサルデザイン

しょうがいの有無・年齢・性別・人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。「まちづくり」を考えた場合、しょうがい者や高齢者ばかりではなく、妊産婦、子ども、外国人などを含めて、すべての人々が主役であることから、長浜市基本構想では、これまでのバリアフリーの取組をさらに発展させていくものとして、「ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくり」を推進する方針を示している。

### 溶存酸素量（DO）

水中に溶け込む酸素の濃度で、微生物が有機物を分化するときに酸素を消費するため、DOの値が低いほど有機汚濁が進んでいると言える。

### ヨシ群落

ヨシ、マコモ等の抽水植物の群落およびヨシとヤナギ類またはハンノキが一体となって構成する植物群落のこと。ヨシ群落は魚類や鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全等多様な機能を有していることから、琵琶湖の環境を保全する上でヨシ群落を保全することは重要である。

## ラ行

---

### 全りん（T-P）

富栄養化の原因となる物質指標で、水中の全体のリンを分解して全体量として測定したもの。

平成 28 年度  
長浜市環境年次報告書

平成 28 年 12 月

問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-64-1437

E-mail アドレス [kankyou@city.nagahama.lg.jp](mailto:kankyou@city.nagahama.lg.jp)

長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>